

## 第4期

## 飯綱町障がい者計画

### 第7期

### 飯綱町障がい福祉計画

### 第3期

### 飯綱町障がい児福祉計画

---

|      |              |
|------|--------------|
| 計画期間 | 令和6年度～令和11年度 |
|------|--------------|

---

長野県上水内郡飯綱町



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 第1節 計画策定の趣旨           | 2 |
| 第2節 計画の位置づけ及び関連計画との関係 | 3 |
| 第3節 計画の対象             | 4 |
| 第4節 計画の期間及び見直しの時期     | 4 |

## 第2章 町の障がい者を取り巻く現状

|               |   |
|---------------|---|
| 第1節 町の人口・世帯数  | 5 |
| 第2節 町の障がい者の状況 | 8 |

## 第3章 計画の基本目標

|             |    |
|-------------|----|
| 第1節 基本理念    | 12 |
| 第2節 基本理念の趣旨 | 12 |
| 第3節 計画の基本目標 | 12 |
| 第4節 施策の体系図  | 14 |

## 第4章 施策の展開

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1節 地域での自立生活を支える           | 15 |
| 第2節 この町で安心して暮らし続ける地域づくりの推進 | 27 |
| 第3節 人権尊重と社会参加の推進           | 36 |
| 第4節 飯綱町の役割と連携の強化           | 42 |

## 第5章 第7期飯綱町障がい者福祉計画、第3期飯綱町障がい児福祉計画

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 第1節 計画の位置づけ、期間、基本理念                    | 48 |
| 第2節 提供体制の確保に係る目標                       | 49 |
| 第3節 障がい福祉サービスの見込量とその施策                 | 50 |
| 第4節 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の<br>達成状況の点検および評価 | 61 |

## 第5章 障がい者の意識調査結果

|           |    |
|-----------|----|
| 第1節 調査対象者 | 62 |
|-----------|----|

## 第6章 資料編

|                     |    |
|---------------------|----|
| 障がい福祉サービス事業所の状況     | 63 |
| 用語集                 | 64 |
| 飯綱町障がい者計画等策定委員会設置要綱 | 68 |
| 飯綱町障がい者計画等策定委員名簿    | 70 |

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

飯綱町では、平成30年度から6年間にわたる第3期障害者計画を策定し、障がい者福祉の確立を目指して取り組んできました。障がい者<sup>※1</sup>が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な施策を展開するとともに、地域生活への支援の充実に努め「リハビリテーション<sup>※2</sup>とノーマライゼーション<sup>※3</sup>」のもと、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

国においては、障害者基本法に基づいて、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、令和5年度から5年間の第5次障害者基本計画を策定しました。この計画では、障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体ととらえ、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、国が取り組むべき障がい者福祉施策の基本的な方向が定められています。

このような状況の中、障害者基本法や国の第5次障害者基本計画を基本として、飯綱町における障がい者を取り巻く環境とニーズの変化等に対応するために、計画の見直しを行い、新たに令和6年度から令和11年度までの飯綱町障がい者計画を策定するものです。

---

※1 障がい者（又は障がいのある人）：この計画では、障害者基本法に基づき「身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人ならびにてんかん・自閉症、その他の発達障がい者、難病に起因する身体または精神上的の障がい者であって、継続的に生活上の支障がある人」とする。

2 リハビリテーション：障がいのある人々を身体的、心理的、社会的、職業的、あるいは経済的に、各人それぞれの最大限度にまで回復させることをいう。

3 ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、「障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルである」という考え方、また、そのような社会づくりを推進すること。

## 第2節 計画の位置づけ及び関連計画との関係

障がい者計画は、第2次飯綱町総合計画を上位計画とする飯綱町地域福祉計画の分野別計画として策定し、施策のうち生活支援に関する施策については、障がい福祉計画で具体的な目標値を定め、実施計画にあたります。

◎法令（抜粋）

### ○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ○障害者総合支援法第88条第1項

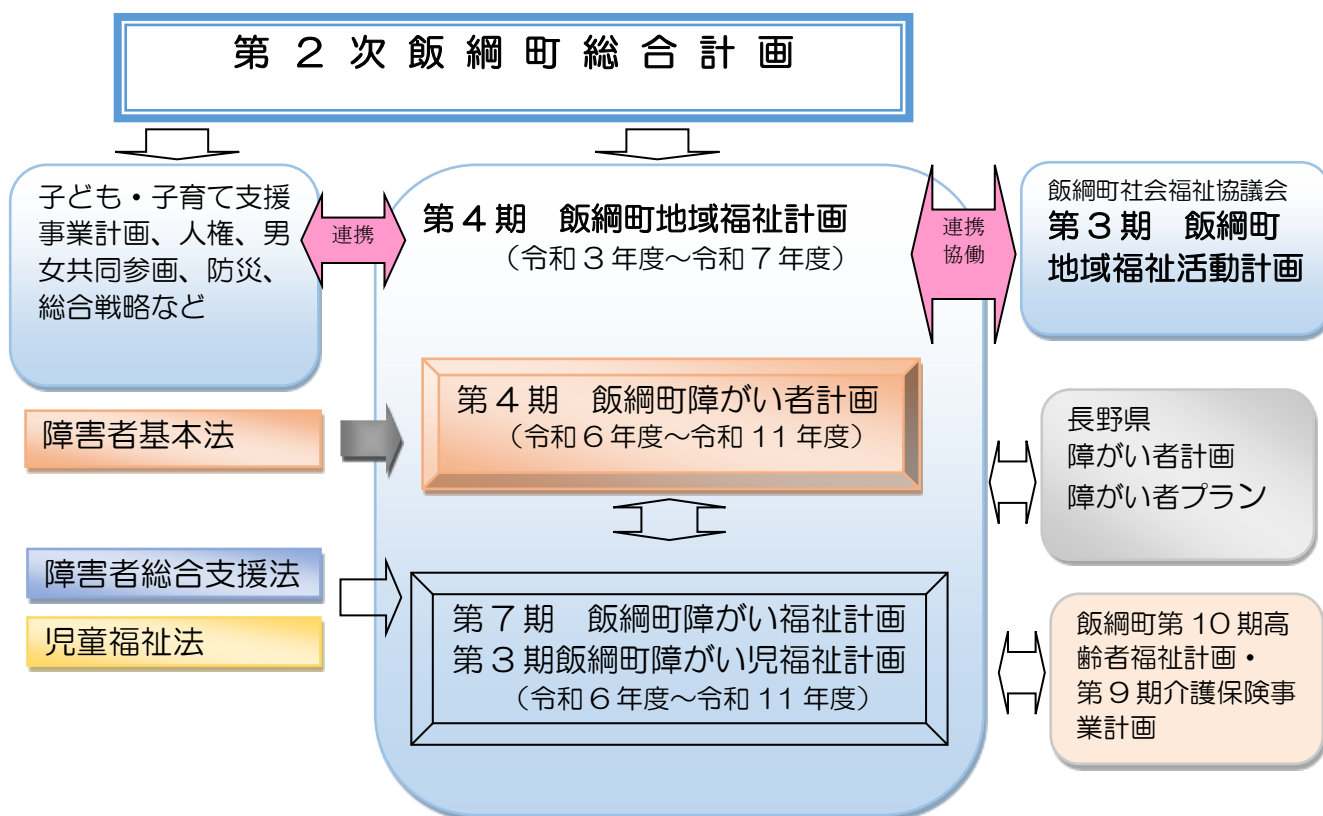
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ○児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ○児童福祉法第33条の20第6項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のもととして作成することができる。

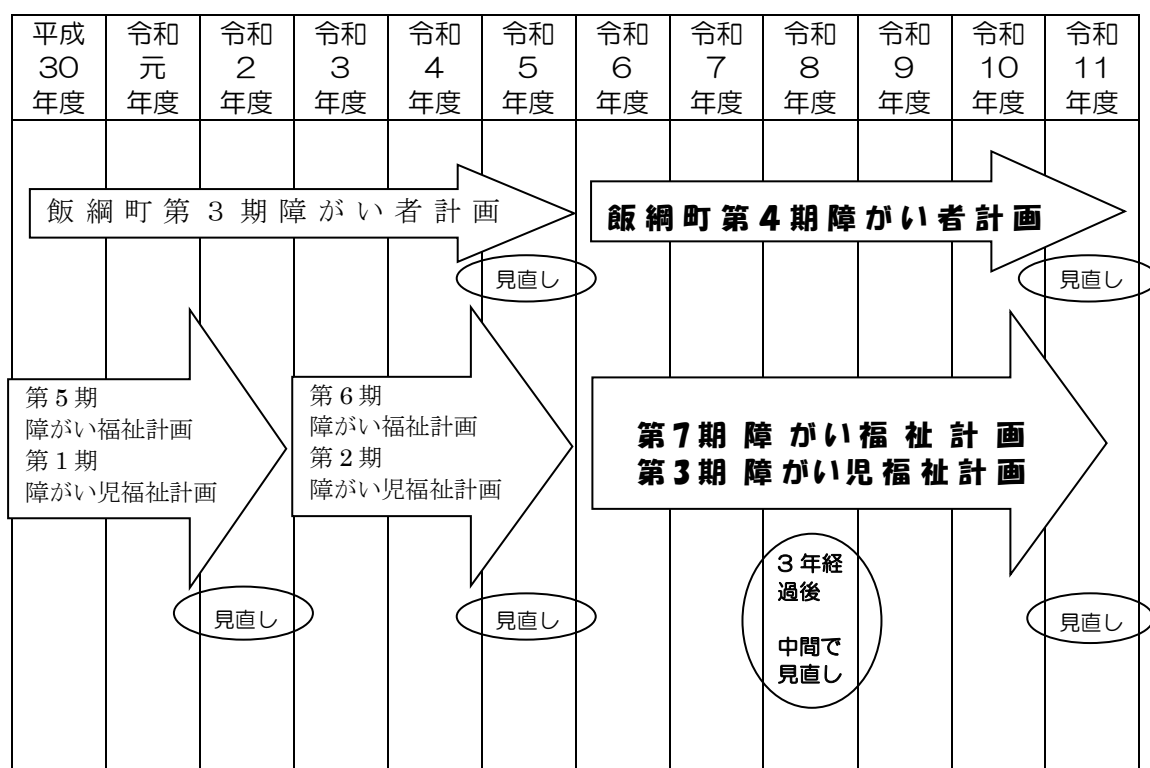


### 第3節 計画の対象

この計画の対象としている「障がい者」は、障害者基本法に基づき「身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人ならびにてんかん・自閉症、その他の発達障がい者、難病に起因する身体または精神上の障がい者であって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」を基本として考えます。

### 第4節 計画の期間及び見直しの時期

本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までの6年間とします。



※法制度等の変更等により必要に応じて、部分的変更や、見直しを行います。

#### 1 計画達成状況の点検及び評価

各年度において、北部地区障害者自立支援協議会と連携しながら、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の進行管理、達成状況の点検、評価をし、この結果に基づいて、所要の対策を講じていきます。

## 第2章 町の障がい者を取り巻く現状

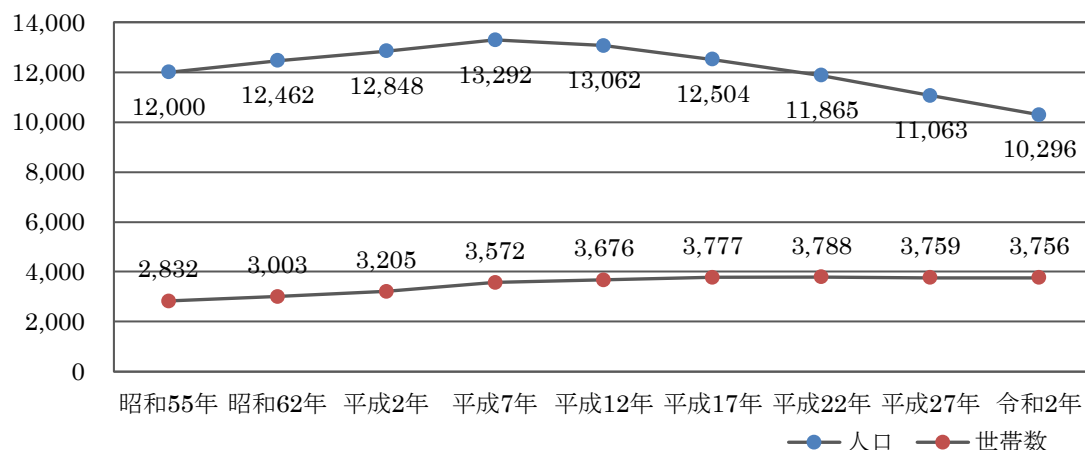
### 第1節 町の人口・世帯数

#### 1 人口・世帯の推移

##### (1) 総人口の推移

国勢調査によると、飯綱町（合併前においては牟礼村及び三水村の区域をいう。以下同じ。）の人口は、昭和55年の12,000人から、しばらく増加傾向にありましたが、平成7年の13,292人をピークに徐々に減少しており、令和2年は10,296人となっています。

人口・世帯の推移



資料：総務省統計局「国勢調査報告」（各年10月1日）

※：牟礼村と三水村の人口を合計してあります。

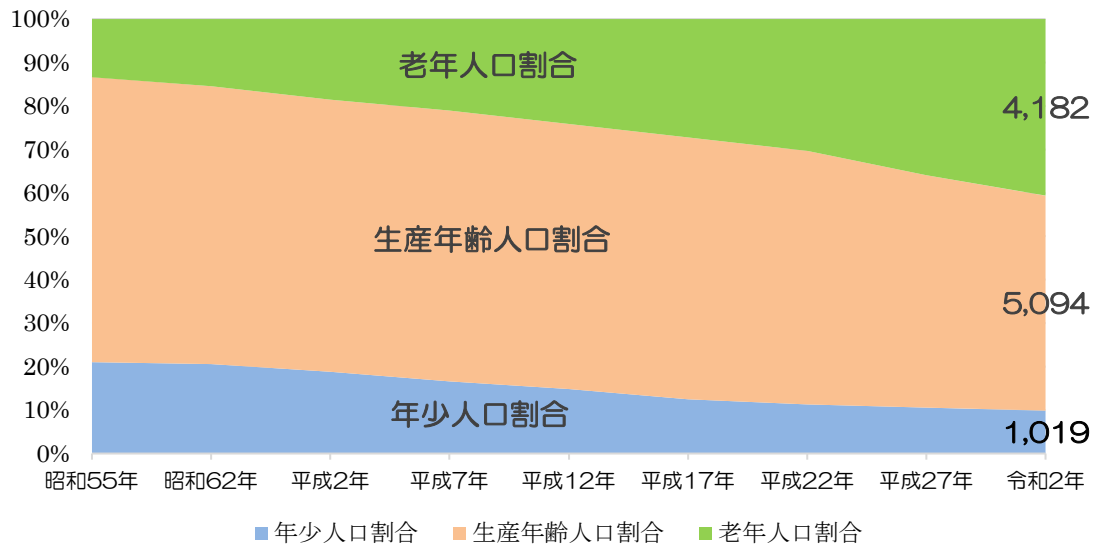
##### (2) 年齢（3区分）別人口の推移

全国的に少子高齢化が進行し問題になっておりますが、飯綱町も例外ではありません。年齢別3区分で見ると、年少人口（0～14歳）は、令和2年では1,092人と昭和55年、昭和62年の約半数まで減少しており、全体の9.9%と減少し、今後も一層進行するものと推測されます。

一方65歳以上の老年人口は、令和2年は4,182人で、昭和55年から2,584人の増となり、少子高齢化が急速に進行しています。

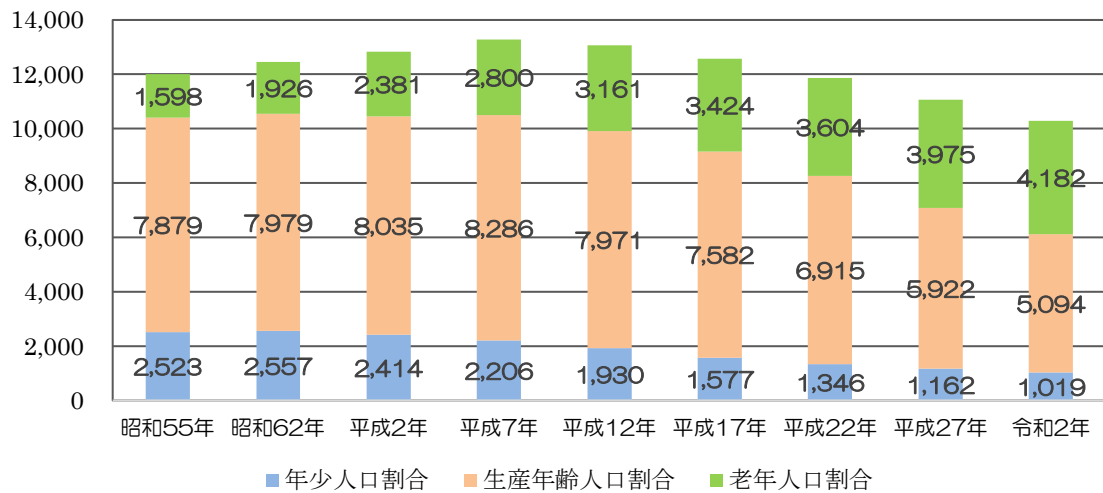
また、生産人口（15歳～64歳）は、昭和55年以来8,000人前後で推移してきましたが、平成22年は6,915人、令和2年は5,094人と大きく減少し、約5,000人となっています。

### 年齢（3区分別）人口割合の推移



資料：総務省統計局「国勢調査報告」（各年 10 月 1 日）  
 ※：牟礼村と三水村の人口を合計してあります。

### 年齢（3区分別）人口の推移



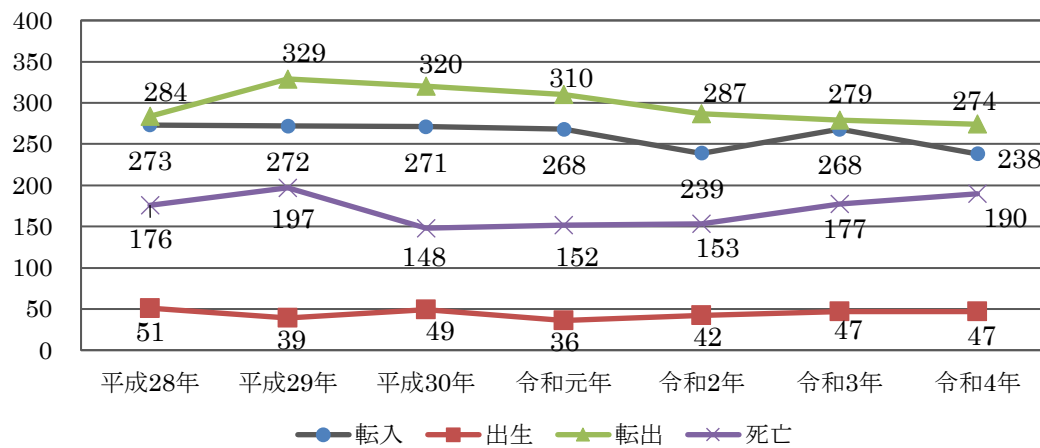
資料：総務省統計局「国勢調査報告」（各年 10 月 1 日）  
 ※：牟礼村と三水村の人口を合計してあります。

## 人口動態の推移

自然動態の推移は、出生の人数に対し死亡の数は2倍から3倍近く人口増には繋がっていません。

また、社会動態の推移でも、転出が転入を上回っており、今後も減少が予想されます。

人口・世帯の推移



資料：公益財団法人 国土地理協会「住民基本台帳人口要覧」

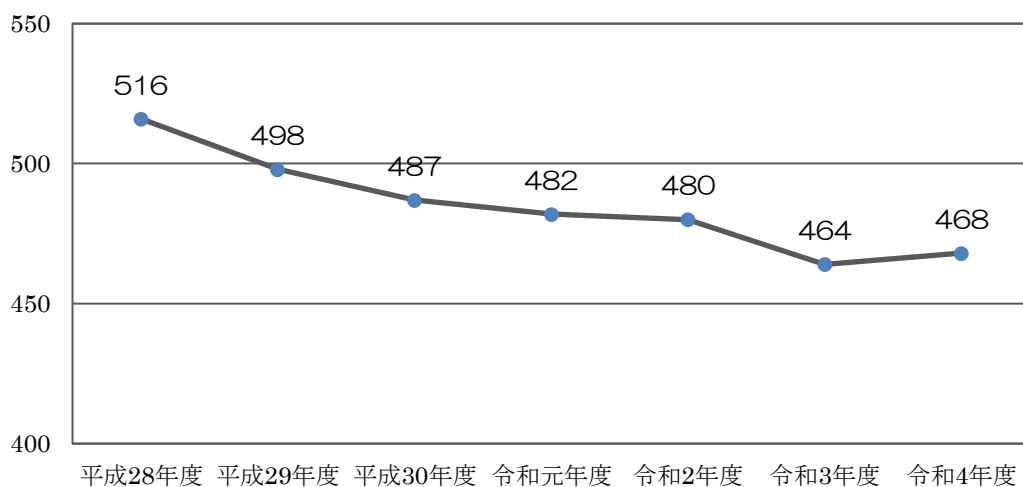
## 第2節 町の障がい者の状況

### 1 障がい者の実態

#### (1) 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度の516名から令和2年度の468名まで推移しています。65歳以上の所持者が多い。

身体障がい者の推移



資料：障がい者関連システム（各年3月31日）

※平成28年度から実人数となります。

年代別・等級身体障がい者数（令和5年3月31日現在）（人）

| 区分     | 1級 | 2級 | 3級  | 4級  | 5級 | 6級 | 計   | 占有率 | 男   | 女   |
|--------|----|----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 0～59歳  | 13 | 13 | 12  | 10  | 8  | 3  | 59  | 12% | 29  | 30  |
| 60～64歳 | 8  | 6  | 4   | 5   | 1  | 3  | 27  | 6%  | 15  | 12  |
| 65～74歳 | 24 | 13 | 23  | 28  | 17 | 7  | 112 | 24% | 52  | 60  |
| 75歳～   | 47 | 29 | 74  | 87  | 15 | 18 | 270 | 58% | 127 | 143 |
| 計      | 92 | 61 | 113 | 130 | 41 | 31 | 468 |     | 223 | 245 |

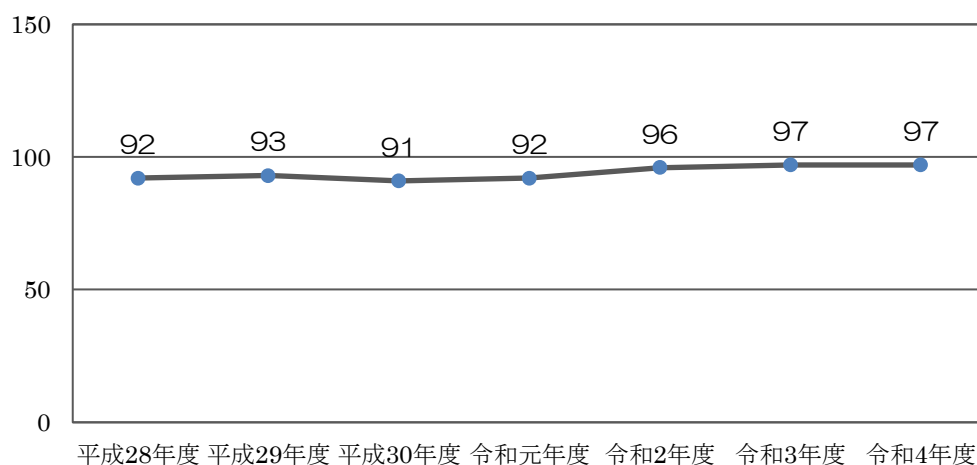
障がい別・年代別身体障がい者（令和５年３月３１日現在）（人）

| 区分             | ０～５９歳 | ６０～６４歳 | ６５～７４歳 | ７５歳～ | 計   |
|----------------|-------|--------|--------|------|-----|
| 視覚障害           | ４     | １      | ７      | １２   | ２４  |
| 聴覚・平衡機能障害      | ６     | ０      | ２      | １４   | ２２  |
| ろうあ            | １     | １      | ０      | ０    | ２   |
| 音声言語機能障害       | ０     | ０      | ２      | ２    | ４   |
| 心臓機能障害         | ４     | ４      | １５     | ５４   | ７７  |
| 腎臓機能障害         | ２     | ５      | １１     | ４    | ２２  |
| 呼吸機能障害         | ０     | ０      | ４      | ２３   | ２７  |
| ぼうこう・直腸・小腸機能障害 | ２     | ３      | ４      | ２１   | ３０  |
| 免疫機能障害         | １     | ０      | １      | ０    | ２   |
| 体幹機能障害         | １０    | ３      | １６     | １３   | ４２  |
| 上肢切断・機能障害      | １７    | ４      | １６     | ５２   | ８９  |
| 下肢切断・機能障害      | １２    | ６      | ３３     | ７５   | １２６ |
| 肝臓機能障害         | ０     | ０      | １      | ０    | １   |
| 計              | ５９    | ２７     | １１２    | ２７０  | ４６８ |

（２）知的障がい者

知的障害者手帳の所持者数は、平成２８年度から多少の増加がありました  
ましたが、令和２年度からは、横ばいとなっています。

知的障がい者手帳交付推移



資料：障がい者関連システム（各年３月３１日）

年代別・障がい区分別知的障がい者数（令和 5 年 3 月 31 日現在）（人）

| 区分 | 18 歳未満 |   |    | 18 歳以上 |    |    | 合計 |    |    |
|----|--------|---|----|--------|----|----|----|----|----|
|    | 男      | 女 | 計  | 男      | 女  | 計  | 男  | 女  | 計  |
| A1 | 0      | 1 | 1  | 23     | 6  | 29 | 23 | 7  | 30 |
| A2 | 0      | 0 | 0  | 2      | 0  | 2  | 2  | 0  | 2  |
| B1 | 2      | 1 | 3  | 16     | 11 | 27 | 18 | 12 | 30 |
| B2 | 9      | 0 | 9  | 18     | 8  | 26 | 27 | 8  | 35 |
| 合計 | 11     | 2 | 13 | 59     | 25 | 84 | 70 | 27 | 97 |

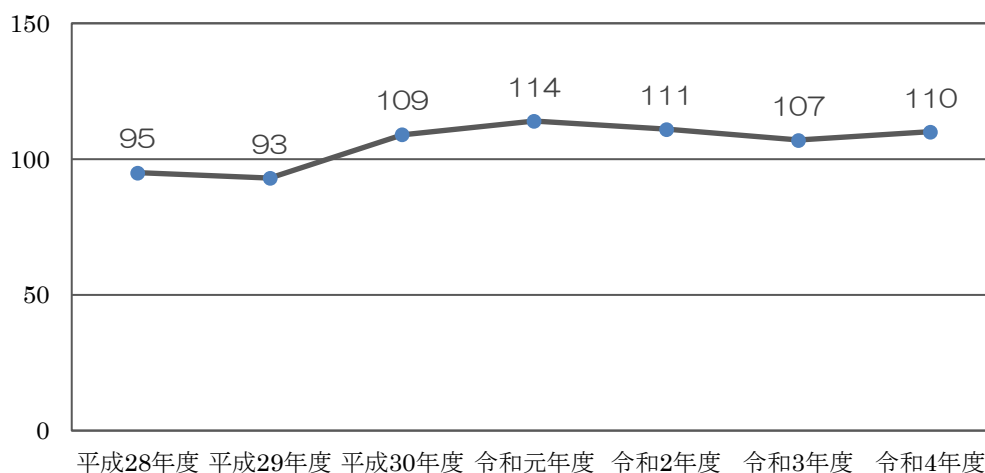
※A1：重度 A2：中度の知的障がい者であって 3 級以上の身体障がいを合併している者  
B1：中度 B2：軽度

（3）精神障がい者

精神障害保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあり平成 24 年度は 69 名、平成 28 年度は 95 名、令和 4 年度は 110 名となっています。

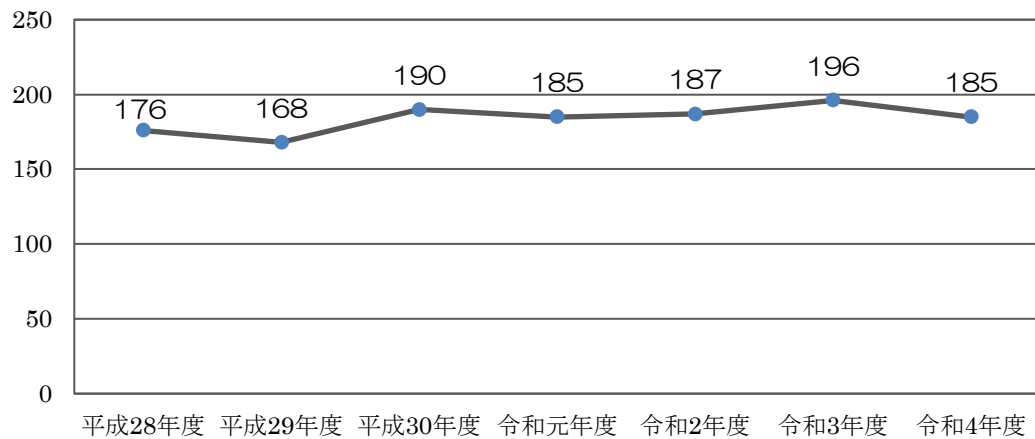
手帳保持者は年々増加しており、障害者自立支援法が平成 18 年に施行されたことに伴い、福祉サービスの提供を受けるには手帳の取得が必要になった等の理由が考えられます。

精神障がい者手帳交付推移



資料：障がい者関連システム（各年 3 月 31 日）

### 自立支援医療受給者証所持者数の推移



資料：障がい者関連システム（各年3月31日）

### 年代別・等級区分別精神障がい者数（令和5年3月31日現在）（人）

| 区 分    | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 計   | 男  | 女  |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 0～59 歳 | 35  | 33  | 6   | 74  | 40 | 34 |
| 60 歳～  | 16  | 20  | 0   | 36  | 19 | 17 |
| 計      | 51  | 53  | 6   | 110 | 59 | 51 |

### 自立支援医療受給者証(精神通院)交付者数（令和5年3月31日現在）（人）

| 区 分     | 男  | 女  | 計   |
|---------|----|----|-----|
| 0～17 歳  | 2  | 0  | 2   |
| 18～59 歳 | 51 | 61 | 112 |
| 60 歳～   | 35 | 36 | 71  |
| 計       | 88 | 97 | 185 |

## 第3章 計画の基本目標

### 第1節 基本理念

互いに尊重しあい 支えあい  
希望を持ち暮らせる町

### 第2節 基本理念の趣旨

障がいの有無に関わらず、誰もが社会の一員として地域で暮らし、あらゆる活動に参加できること（「ノーマライゼーション」）の理念のもとに、いかなる障がいがあるとも、社会の中で孤立せずに安心して幸せに暮らすことができる地域社会を築く必要があります。そのためには、障がい者本人の「自己選択・自己決定」が尊重され、自らの能力を最大限に発揮し、地域社会で共に支えあい、主体的な生活が送れるよう、本計画では、障害者基本法及び障害者総合支援法、児童福祉法の趣旨を踏まえ、飯綱町がこれからの障がい福祉施策を推進するために上記の基本理念をめざします。

### 第3節 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定し、施策の展開を推進していきます。

#### 1 地域での自立生活を支える

障がい者が住みなれた地域において、安心して自立した生活が送れ、自らの力を活かして働くことは、経済的自立のためだけでなく、社会参加やいきいきと生活を送るために重要なことです。自立支援給付や地域生活支援事業の福祉サービスの充実を図るとともに、施設入所者に対しても、積極的な地域生活移行ができるような環境づくりを推進し、社会参加を進め、障がいの状況に応じた就労支援を促進していくため、関係機関と連携し就労相談機能の充実や就労機会の拡充を図ります。

#### 2 この町で安心して暮らし続ける地域づくりの推進

障がい者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がい者の個々の状態に応じた日常生活や社会生活を営むための支援を充実させていく必要があります。ユニバーサルデザイン（はじめてから誰もが使いやすい施設や設備を作るという考え方）の視点にたってまちづくりを進めるとともに、災害時には、町民がお互いさまのこころを持ち、人々との絆により安全が確保されるように、障がい者だけでなく支援を必要とする人にも住みやすい地域づくりを推進します。

また、疾病予防、早期発見、早期治療が障がいの発生の抑止となることから、検診の受診率の向上とともに、ライフステージに即した相談支援体制の整備を図り、障がいの特性を踏まえた個別のニーズに対応できるよう、成長過程で途切れることなく情報を共有しながら、保健・医療・療育※4・保育・教育の支援体制が充実するよう、関係機関と連携を図ります。

### 3 人権尊重と社会参加の推進

障がい者と地域住民が相互に支え合う社会を築くためには、障がいについての知識を広め、障がい者に対する理解をさらに深めていくことが必要です。障がい者とふれあう機会を通じて障がいに対する理解が深まるよう、子どもの頃から福祉教育を推進します。障がい者が特別な存在としてではなく、一人の生活者として人権が尊重され、権利が守られていかなければ豊かな生活を送ることができません。自分らしい生活を選択し、決定することができるように、町民の理解を深め、障がい者の権利を擁護し、社会参加の促進を図るとともに障がい者虐待防止の体制を整備します。

### 4 飯綱町の役割と連携の強化

住み慣れた地域において、ともに助け合い安心して快適な生活を送ることができるよう、障がい者はもとより、すべての人が暮らしやすい町づくりを推進します。

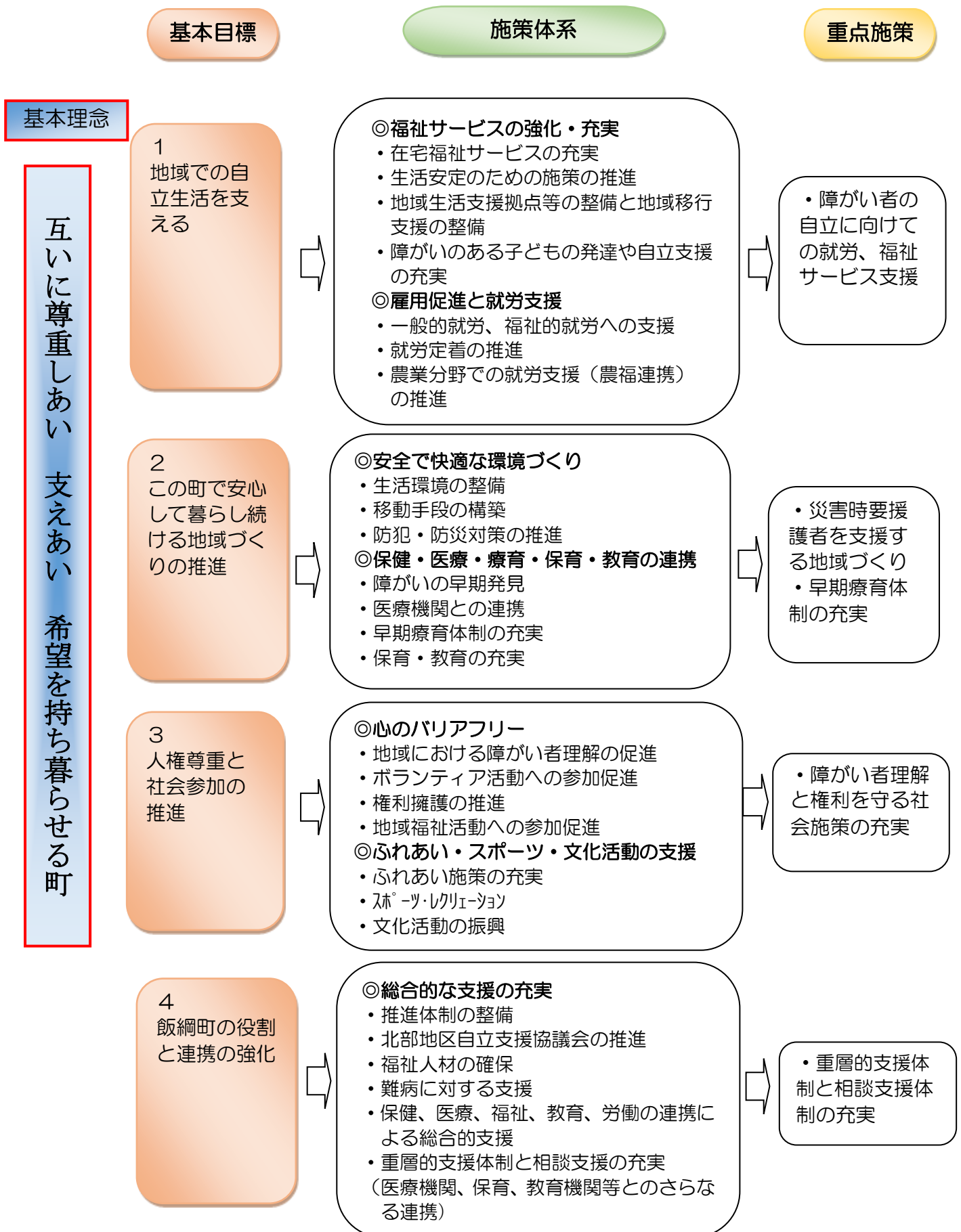
町は、障がい福祉サービス施策を進め、社会福祉法人・NPO・企業等の関係機関と連携を深め、それぞれに期待される役割と責任を自覚して積極的な取り組みを図ります。

計画の推進のためには、障がい福祉サービスの中には町単独では対応困難なものなど障がい者のニーズは多種多様にわたるものがあり、北部地区自立支援協議会において広域的な情報を得るとともに、必要なサービスを提供できるよう障がい者施策連絡調整を図りながら障がい者への支援体制を充実していきます。

---

※4 療育：ことばや身体機能など、発達に遅れのみられる子どもについて、生活への不自由をなくすように、心身の発達を促し、トレーニング・教育を行うこと。

## 第4節 施策の体系図



## 第4章 施策の展開

### 第1節 地域での自立生活を支える

#### 1 福祉サービスの強化・充実

##### 〔現状と課題〕

- 障がい者の日常生活又は社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスは、障がい程度などを踏まえ個別に支給決定が行われる「自立支援給付事業」と、町が利用者の状況に応じて行う「地域生活支援事業」を実施しています。
- 自立支援給付事業として、訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービスを提供しています。しかしながら、サービス利用者の増加や利用者の高齢化により町内の訪問系サービスの需要が増加し、資源の確保が難しくなっています。また、グループホームの希望者も増加傾向にあり、生活の場をどのように整備していくか検討が必要となっています。
- 地域生活支援事業は、障がい者が地域で自立していくことを支援する仕組みとして、多様な支援メニューがあります。アンケートでは、通院や買い物などの移動手段についてニーズが高く、交通手段の新たな仕組み作りが必要になっています。
- 地域での自立した日常生活及び社会生活を支えるために、引き続き障がい者のニーズに適切に応えられるよう柔軟なサービスを提供する必要があります。
- 児童福祉法による障がいのある児童を対象とした、日常生活や集団生活のための必要な訓練などで、発達や自立を支援するサービスで早期療育を進めます。利用希望者の増加に伴い、資源の確保が難しくなっています。

##### 〔施策の展開〕

#### 1-1 在宅福祉サービスの充実

##### (1) 自立支援給付事業〔訪問系サービス〕

- 障がい者の日常生活を支えるサービスとして多様化するニーズに対応できるようサービスを提供します。

**【主な事業】**

| 事業名等         | 事業主旨                                                          | 取り組み者  |
|--------------|---------------------------------------------------------------|--------|
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 自宅で食事・入浴・排せつの介護等の支援を行います。<br>身体介護、家事援助、通院介助等の支援を行います。         | 福祉事業所等 |
| 重度訪問介護       | 重度の肢体不自由であり常に介護が必要な人に、自宅で食事・入浴・排せつの介護や外出した時の介護などの総合的な支援を行います。 |        |
| 同行援護         | 重度視覚障がい者（児）の移動支援として、外出時に同行し、移動に必要な情報や移動の援護等を支援します。            |        |
| 行動援護         | 自己判断能力が制限されている人が行動するときの危険を避けるために必要な援護や外出したときの移動中の介護を行います。     |        |
| 重度障がい者等包括支援  | 介護の必要がとて高い人に対して居宅介護などの複数の障がい福祉サービスを包括的に支援します。                 |        |

**（２）自立支援給付事業【日中活動系サービス】**

- 障がい者がいきいきと生活を送ることができるよう施設等で日中の生活を支援するサービスを提供します。

**【主な事業】**

| 事業名等        | 事業主旨                                                                               | 取り組み者  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 生活介護        | 常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設で食事・入浴・排せつの介護などを行い、創作的活動または生産活動の機会を提供します。                | 福祉事業所等 |
| 自立訓練（機能・生活） | 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のため必要な訓練を実施します。                              |        |
| 就労移行支援      | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を実施します。                               |        |
| 就労継続支援（Ａ型）  | 就労に必要な知識や能力の向上により、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる 65 歳未満の者に対し、必要な支援等を実施します。                    |        |
| 就労継続支援（Ｂ型）  | 一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識や能力の向上が期待される者に対し、必要な支援等を実施します。 |        |
| 療養介護        | 主に日中、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理の下で介護や日常生活上の援護します。                                  |        |

|                   |                                                      |  |
|-------------------|------------------------------------------------------|--|
| 短期入所<br>(福祉型・医療型) | 自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で食事・入浴・排せつの介護等を実施します。 |  |
| 自立生活援助            | 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象に、定期的な巡回訪問や随時相談・助言を実施します。   |  |
| 就労定着支援            | 就労に伴う生活面の課題に対応するため、訪問や来所により事業所・家族との連絡調整等を実施します。      |  |

### (3) 自立支援給付事業〔居住系サービス〕

- 障がい者が必要な支援を受けながら、地域で自立した生活を送ることができるよう、生活基盤の整備を継続して支援します。

#### 〔主な事業〕

| 事業名等                | 事業内容                                        | 取り組み者  |
|---------------------|---------------------------------------------|--------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談支援や日常生活上の援助を実施します。       | 福祉事業所等 |
| 施設入所支援              | 施設に入所する者に対し、日中活動や夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を実施します。 |        |

### (4) 地域生活支援事業

- 相談支援事業と連携し、障がい者のニーズの把握及び社会資源の有効活用による事業、サービスの提供に努め、地域において自立した生活を送れることを目指します。

#### 〔主な事業〕

| 事業名等        | 事業主旨                                                                                                            | 実施者                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。                                                                         | 社会福祉協議会、福祉事業所等      |
| 自発的活動支援事業   | 障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援をします。                                                                            | 町                   |
| 相談支援事業      | 障がい者、保護者等からの相談に応じ必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。また、北部地区障害者自立支援協議会により、地域の相談支援体制や地域関係機関との連携強化を図るための障がい者福祉ネットワークの構築を行います。 | 町<br>社会福祉協議会、福祉事業所等 |

|                  |                                                                                        |                     |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 成年後見制度<br>利用支援事業 | 成年後見制度の利用に要する費用のうち、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律施行規則第 65 条の 10 の 2 に定める費用の全部または一部を補助します。 | 町<br>窓口（保健福祉課）      |
| 意思疎通支援<br>事業     | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、障がい者などの意志疎通を円滑にするために、手話奉仕員と要約筆記奉仕員の派遣などを行います。                  | 町<br>窓口（保健福祉課）      |
| 日常生活用具<br>給付等事業  | 重度の障がい者等に対し、日常生活用具の給付をすることにより日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資するため必要な用具の給付を行います。                      |                     |
| 手話奉仕員養<br>成研修事業  | 聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。                |                     |
| 移動支援事業           | 在宅の障がい者が社会参加や余暇活動などで外出するときの移動の支援（付き添い）を行います。                                           | 社会福祉協議会、<br>福祉事業所等  |
| 地域活動支援<br>センター事業 | 在宅の障がい者に地域活動支援センターで創作・生産活動や社会との交流の機会を提供し、必要に応じて機能訓練や社会適応訓練のサービスを行います。                  | 町<br>委託事業所          |
| 訪問入浴サー<br>ビス事業   | 日常生活において常時介護を必要とし、自力で入浴することが困難な重度の障がい者（児）・難病患者等を対象に、移動入浴車を使用して入浴介助を行います。               | 福祉事業所等<br>窓口（保健福祉課） |
| 日中一時支援<br>事業     | 在宅の障がい者に昼間の活動を提供することで、家族の就労を支援し、家族の負担の軽減を図ります。                                         | 福祉事業所等<br>窓口（保健福祉課） |
| 自動車改造費           | 重度の身体障がい者の自動車の改造に要する経費の一部を助成します。                                                       | 町<br>窓口（保健福祉課）      |
| その他の事業           | 市町村の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行います。<br>○新たな移動支援（交通手段）の仕組み作り                     | 町                   |

## （５）その他の障がい福祉サービス事業の充実

- 補装具の給付については医療機関や身体障がい者更生相談所と連携を進め、適切な給付を行います。
- 軽・中程度難聴児補聴器購入費事業についても継続して実施します。

### 【主な事業】

| 事業名等         | 事業主旨                                           | 実施者            |
|--------------|------------------------------------------------|----------------|
| 補装具費給付<br>事業 | 必要な身体機能の獲得・補助のため、身体障がい者の不自由な部分を補うための用具費を給付します。 | 町<br>窓口（保健福祉課） |

|                   |                                                                                      |                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 軽・中等度難聴児補聴器購入補助事業 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴がある子どもの補聴器購入費の一部を補助します。                                     | 町<br>窓口（保健福祉課） |
| 難聴者補聴器購入助成事業      | 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない者で、両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満である者で、本人が住民税非課税の場合、補聴器の購入に要する費用を助成 |                |
| 障がい児者通園費補助        | 心身障害者等の施設に通園する障害者又は保護者に対し、通園に要する経費の一部を補助                                             |                |
| 人工透析患者通院費補助       | 住民税非課税世帯で、腎臓機能障害者が人工透析療法等による医療の給付を受ける目的で医療機関に通院した際に要した交通費に対し補助                       |                |

## 1-2 生活安定のための施策の推進

### 【現状と課題】

- 障がい者に対する経済的な支援として、医療費助成のほか、各種手当の支給を行っています。
- さまざまな医療費助成や各種手当について、引き続き必要な制度を利用できるよう、周知を行っていく必要があります。

### 【施策の展開】

- さまざまな医療費助成や各種手当などの制度を手帳交付時などにあわせて周知し、適切な支給を行います。

### 【主な事業】

| 事業名等                         | 事業主旨                                                                                                                               | 実施者                  |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 自立支援医療給付事業<br>・育成医療<br>・更生医療 | 障がいの除去又は軽減に必要な医療の給付や、医療費の自己負担額を軽減します。<br>【育成医療対象者】<br>身体に障がいがあるか、またはその障がいが残ると認められる18歳未満の児童<br>【更生医療対象者】<br>身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人 | 県<br>窓口：町<br>（保健福祉課） |
| 精神通院医療                       | 精神疾患の通院医療費の自己負担を軽減します。                                                                                                             |                      |
| 精神障害者医療費助成事業                 | 精神疾患による入院に係る自己負担額の一部を助成します。                                                                                                        | 町<br>窓口（保健福祉課）       |
| 重度心身障害者医療費助成事業               | 重度の障がい者に対して療養に要する費用の自己負担額の一部を助成します。                                                                                                |                      |

|              |                                                                             |                      |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 特別障害者手当等給付事業 | 重度の障がい者等に対して、障がい等のため生ずる特別の負担を軽減することを目的とし手当を支給します。（特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当） | 県<br>窓口：町<br>（保健福祉課） |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------|

### 1-3 地域生活支援拠点等の整備と地域移行支援の整備

#### 【現状と課題】

- 障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の実情に応じた居住支援のための機能（相談、居住体験の機会、居住体験の場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制作り）の体制の構築が必要となっている。地域における複数の機関と連携し、これらの機能の役割を分担して整備していく必要があります。
- 緊急一時支援体制においては、短期入所事業所や居宅サービス事業所、公的医療機関等と連携を密にし、日頃より緊急時の体制について検討をしていく必要があります。

#### 【施策の展開】

- 地域の実情に応じた居住支援のための機能を、地域における複数の機関と連携し、役割を分担して整備します。
- 相談支援事業所を中心に日頃より緊急時の体制について検討をしていきます。
- グループホームや町営住宅などの空き室で、緊急時に利用できる住宅と居宅サービスを合わせた体制作りや、グループホームの体験の機会ができるように努めます。

#### 【主な事業】

| 事業名等         | 事業主旨                                                                                                                                                                                                                                                                 | 取り組み者       |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 地域生活支援拠点等の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の支援が見込めない世帯の把握に努める。</li> <li>・サービス利用計画を作成する際に、緊急時の対応ができるような視点を持って計画を作成する。</li> <li>・町は、福祉のサービスを利用していない緊急時の支援が見込めない世帯の把握に努める。</li> <li>・緊急時に利用できる住宅と居宅サービスを合わせた体制作りの整備に努める。</li> <li>・グループホームや町営住宅などの空き室での体験の機会</li> </ul> | 町<br>福祉事業所等 |

## 1-4 障がいのある子どもの発達や自立支援の充実

### 【現状と課題】

- 児童福祉法による障がいのある児童を対象としたサービスは、居宅介護のほか、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する通所サービスや入所サービスがあります。
- 専門的な相談（療育相談や心の健康相談など）により、心身の障がいや発達障がいの早期診断や早期療育につなげています。保健、医療機関、児童発達支援などのサービス、保育園・学校、家庭などと連携し、将来、社会に出て困らないように、発達や自立に向けた支援を充実していきます。
- 障がい児のサービスの需要が増加し、町内の資源では不足している状況で、町外の事業所を利用しなければならない状況となっています。しかしながら、保護者からは、地域でサービスを受けたいという希望があり、資源の確保が重要な課題となっています。

### 【施策の展開】

- 障がい児やその家族の支援は、保健・医療・教育・福祉・子育ての各施策と連携し一体的な取り組みをします。
- 将来の社会参加へとつなげていく過程で切れ目のない支援が必要です。子どもの発達過程に関する情報を共有するよう努めます。
- 必要なサービスを受けられるよう、資源の確保に努めます。

### 【主な事業】

| 事業名等           | 事業主旨                                                                                                  | 取り組み者  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 児童発達支援         | 障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。                                            | 福祉事業所等 |
| 医療型児童発達支援      | 福祉サービスとしての児童発達支援に合わせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に必要とされる治療を行います。                                               |        |
| 放課後等デイサービス     | 就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。                                  |        |
| 保育所等訪問支援       | 保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。                                          |        |
| 福祉型・医療型障害児入所支援 | 障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」があります。 |        |

## 2 雇用の促進と就労支援

### 2-1 一般就労・福祉的就労への支援

#### **〔現状と課題〕**

- 障がい者が地域の中で自立した生活を営んでいくためには、経済的基盤の確立が不可欠です。国は「障害者の雇用の促進に関する法律」を段階的に改正し、事業者に対する法定雇用率<sup>※5</sup>の引き上げや義務付け、事業者の拡大など、障がい者の雇用の推進を図っています。  
長野労働局発表の令和5年6月1日現在の障がい者雇用率は2.42%と法定率2.3%を多少超えた状況です。また、法定雇用率達成企業の割合は62.3%で、対象企業の4割が未達成となっています。  
事業主に対し更なる障がい者の雇用促進を求めていく必要があります。  
また、一般就労後、継続して就労できるよう就労定着支援の推進が必要です。
- 特別支援学校の生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、障がい者就労・生活支援センターなどと、障がい者・家族・学校・通所施設（福祉的就労）・企業など関係機関と連携を図り、卒業後の支援体制の構築につなげていくことが重要です。
- 企業や障がい者の多様なニーズに合わせた、就労移行支援事業所が増えており、障がい者の就労の機会が広がっている。
- 障がい者の雇用がより効果的に進むよう、県の障害者雇用納付金制度の理解を深め、活用することにより、積極的な雇用につながるよう支援していく必要があります。

---

※5 法定雇用率：障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）によって定められた割合のこと。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられ、それに相当する人数の障がい者を雇用しなければならないこととなっている。

#### **〔施策の展開〕**

- 障がい者や事業主に対し、雇用に関する支援制度の周知に努め、障がい者の雇用を促進します。また、障がいに対する理解や障がい者自身の職業訓練や講習会への積極的な参加を促進するため、あいサポート運動や研修会・学習会を開催します。
- 就労に必要な知識や能力の向上を目的とした訓練の充実と、一般企業に雇用されることが困難な障がい者の福祉的就労の場の確保に努めます。
- 「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき公表するとともに、目標に対する実績を毎年度検証し調達量と調達分野の拡大を推進します。
- 地域活動支援センターは、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会、交流の場を提供します。また、当事者及び家族等の相談支援及び情報提供、関係機関との連携による総合的支援を行います。

いろいろな障がいのある方たちが気軽に集える場所として、カフェなど開催。  
不定期で、カラオケやボウリング、外食など余暇の提供をします。

地域で暮らす方たちに、地域社会に密着した支援を実施していきます。

今後は、精神的に不安定になり、社会や家に居場所がない若者が増えているため、  
地域活動支援センターがそういう若者の居場所になり、仲間や社会へ繋がる場になるように進めていきます。

- 中学校卒業から高校卒業までの期間（15 歳から 18 歳）の支援がどうしても薄くなるため、社会性や就労に向けての意識づくりなどの支援ができるような体制を作る必要があります、地域活動支援センターを中心に支援体制を整えていきます。
- 具体的な支援に結びつけるために、長野圏域に配置されている障害者就業支援ワーカーをはじめ、ハローワーク、就労移行支援事業者、障害者職業センターなどの関係機関との連携強化を図り、就労を希望する障がい者に対して、就労に関する相談支援体制の充実を図ります。

### 【主な事業】

| 事業名等                    |               | 事業主旨                                                                                                     | 取り組み者                   |
|-------------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 障がい者自身の技能習得、一般就労への移行の努力 |               | 職業訓練校や職業センター等を利用し、障がい者自身の技能、技術等の習得を図ります。<br>作業所等の福祉就労から一般就労に移行する努力をします。                                  | 障がい者本人・家族<br>福祉事業所等     |
| 就労に関する相談体制の充実           |               | 障がい者の就労希望者に対し、情報提供や、適切な助言等ができるようハローワークや関係機関との連携を図りながら相談体制の充実を図ります。                                       | 町、福祉事業所、ハローワーク、まいさば信州長野 |
| 自立支援協議会による就労推進          |               | 北部地区障害者自立支援協議会において、企業や関係機関からの情報を共有しながら就労に向けた支援の充実を図ります。長野圏域の中で広域的な就労ネットワーク支援体制の更なる強化に努め、工賃増額や就労の推進を図ります。 | 町、北部地区障害者自立支援協議会、障がい者団体 |
| 障がい福祉サービス               | 就労移行支援        | 一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行い、一般就労への移行を行います。                                              | 福祉事業所等                  |
|                         | 就労継続支援（A型・B型） | 就労の機会や生産活動などの活動の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。                                                           |                         |
|                         | 就労定着支援        | 就労に伴う生活面の課題に対応するため、訪問や来所により事業所・家族との連絡調整等を実施します。                                                          |                         |
| 産業現場等における実習活動（特別支援教室）   |               | 受入れ企業の理解を促進するとともに職業人として自立を目指す障がい児に、能力に適応した職場実習を通して、社会参加できる能力を育成し、あわせて将来の生活の安定に資することを目的として実施します。          | 特別支援学校                  |

|               |                                                                                         |                                           |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 障害者優先調達推進法の推進 | 「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」を推進し就労施設等の物品又は役務等受注機会の確保に努めます。                       | 町（保健福祉課）                                  |
| 就労支援制度の利用     | 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業やトライアル雇用等制度の利用について周知します。                                          | 福祉事業所等                                    |
| 地域活動支援センターの充実 | 障がい者団体や福祉事業所等と連携し、創作的活動又は生産活動の機会の場の充実を図り、地域基幹産業である農業分野と障がい者を結びつけ、就労支援につながるよう調整を行います。    | 町、障がい者団体福祉事業所                             |
| 就労サポート事業      | 心身の不調や長期のブランクなどによる「働きづらさ」を抱え、すぐに就労することが難しい方へ就労時間や体力に配慮しながら少しずつ就労に向けてステップアップしていく支援を行います。 | 町<br>社会福祉協議会<br>福祉事業所等<br>シルバー人材センター等協力企業 |

## 2-2 就労定着の推進

### 【現状と課題】

- 就労定着支援では、一般就労への移行に伴う環境の変化による生活や健康面などに問題がないか、訪問して必要な支援をしています。就労直後の不安な部分を一緒に支援することで、就労の継続が促進されています。

### 【施策の展開】

- 就労を希望する障がい者等へ就労定着支援の周知浸透を図るとともに、障害者就労・生活支援センター等と連携し、一般就労後の定着を推進していきます。

## 2-3 農業分野での就労支援（農福連携）の推進

### 【現状と課題】

- 農福連携事業や就労サポート支援事業で、地域基幹産業である農業分野と障がい者を結びつけ、就労につながるよう支援を行います。

### 【施策の展開】

- 町の農福連携事業では、「農業体験会」等を実施。農家、福祉事業者など関係者のニーズ調査と掘り起こし及び関係者間における連絡調整、農作業マッチングの促進などを進めます。
- 就労サポート支援事業では農作業を通じて、すぐに就労することが難しい方へ就労時間や体力に配慮しながら少しずつ就労に向けてステップアップしていく支援を行います。

### 【主な事業】

|        |                                                                                                 |                            |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 農福連携事業 | 地域基幹産業である農業分野と障がい者を結びつけ、「農作業体験会」などを実施。農家、福祉事業者など関係者のニーズ調査と掘り起こし及び関係者間における連絡調整、農作業マッチングの促進を行います。 | 町<br>委託事業所<br>福祉事業所等<br>農家 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|

## 飯綱町地域活動支援センター

### （設 置）

飯綱町地域活動支援センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき設置され、現在は社会福祉法人林檎の里が町から委託を受け運営を行っている。地域全体のニーズを見据えた運営形態で実施されている。

### （事業概要）

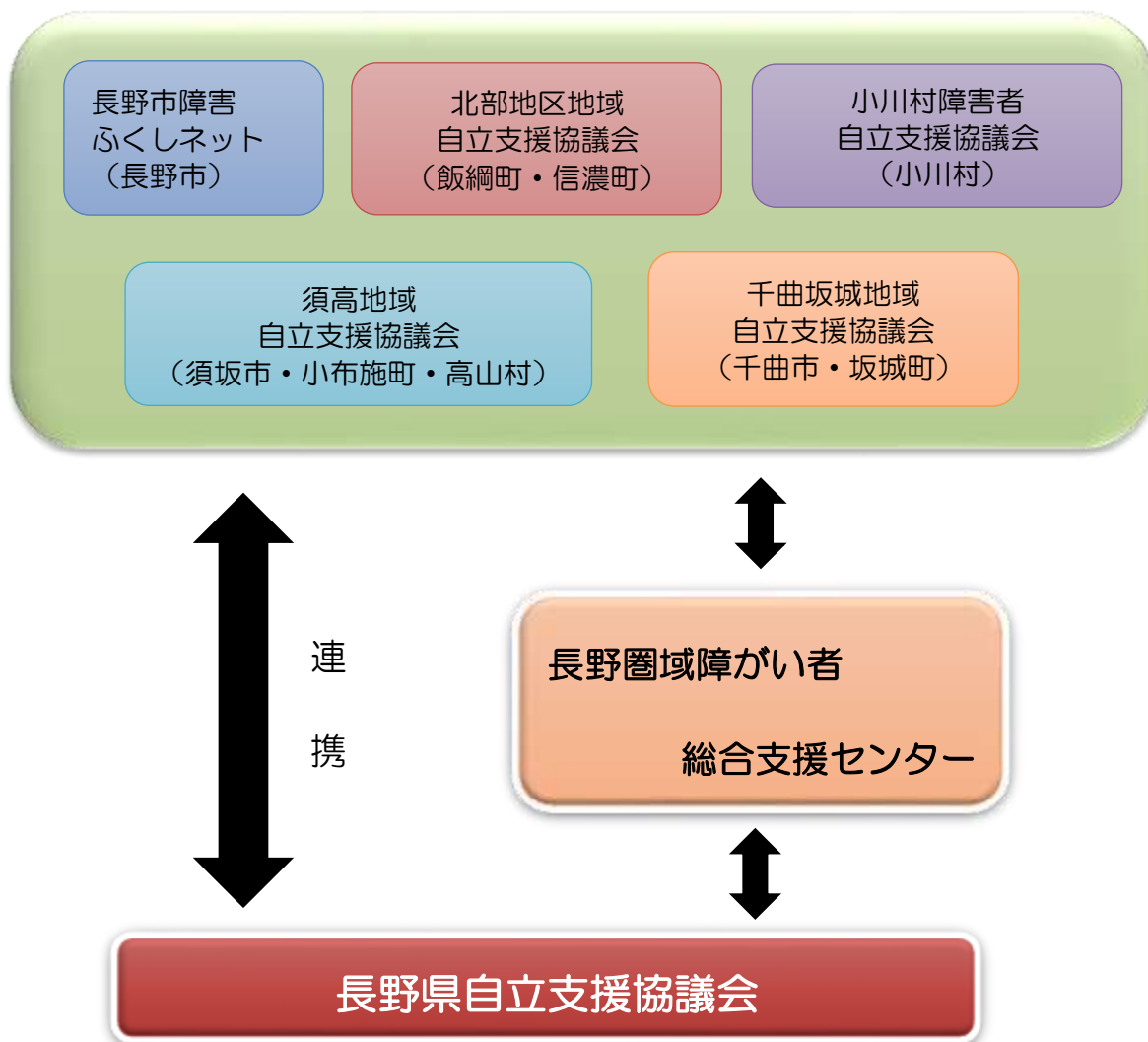
- 生産活動・創作活動の支援  
授産収益活動、趣味の活動等就労に繋がる活動の支援など
- 社会との交流の促進 スポーツ、文化活動支援  
社会参加促進に関する活動支援など
- 相談支援  
当事者及び家族等の相談支援及び情報提供
- 関係機関との連携による総合的支援  
関係機関と連携し、連絡調整や必要に応じて会議等を開催し、地域福祉サービスの向上に努めている。
- その他目的を達成するために必要な事業  
上記、事業概要のうち、「相談支援」「関係機関との連携による総合的支援」「その他目的を達成するために必要な事業」については、必要な専門知識をもつ常勤職員を配置している。

## 長野圏域障がい者総合支援センター連絡会議

### 1 目 的

障がい者が安心して地域で暮らすために、総合的な相談支援体制を市町村と県が連携して整備します。

### 2 相談支援体制



### 3 役 割

長野圏域の障がい者総合支援センター関係者等が適切に連携し、障がい者支援に関する適切な体制構築及び各地域（自立支援）協議会の円滑な運営を行うことを行うことを目的として、長野圏域障がい者総合支援センター連絡会議を開催します。

## 第2節 この町で安心して暮らし続ける地域づくりの推進

### 1 安全で快適な環境づくり

#### 〔現状と課題〕

- 単独で移動することが困難な障がい者が、通所・通学・通院等の日常生活や余暇活動などで、必要なときに必要な所へ自由に利用できる移動手段である移送サービスの充実が求められています。アンケートでは、通院や買い物などの移動手段についてニーズが高く、交通手段の新たな仕組み作りが必要になっています。
- 障がい者が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、町全体を障がい者にとって利用しやすいものへと変えていくことが重要であります。このため、幅の広い歩道の整備や建築物の出入り口の段差の解消等による障がい者の円滑な移動の確保、公園整備等による憩いと交流の場の確保等、総合的な町づくりが必要になってきます。
- 近年、地震、台風による風水害や局地的な豪雨といった大規模な自然災害による被害が後を絶ちません。幸いにして飯綱町では、大規模災害は今のところありませんが、いつ何時被災するとも限りません。いざ災害の発生時においては、町地域防災計画、地域福祉計画とも連動し、的確かつ迅速な安否確認、避難誘導、情報提供等の支援を行うためには、平常時からの状況把握が必要不可欠なことから、災害時要援護者の状況を把握し、地域住民をはじめ、関係機関・団体等の協力を得ながら、災害から障がい者等を守るために、防災対策の充実を図ることが必要です。

#### 〔施策の展開〕

#### 1-1 生活環境の整備

- 福祉のまちづくりの総合的推進  
ユニバーサルデザイン（はじめてから誰もが使いやすい施設や設備を作るという考え方）の視点にたったバリアフリー化を推進します。  
バリアフリー新法で示された移動等円滑化基準、長野県福祉のまちづくり条例等の整備基準を踏まえ、公共機関だけでなく、民間事業者や町民等にも働きかけを行うよう努めます。
- 住宅環境の整備促進  
障がい者が住みなれた地域で引き続き生活できるよう、高齢者福祉施策とも連携し、手すりの取り付けや段差解消など、既存の住宅を改修する場合の資金の貸付、補助金等の助成措置を引き続き講じ、制度の周知に努めます。
- 公共交通機関等の利用  
平成19年10月からは、飯綱町iバスが運行され、公共交通空白地域及び交通不便地域を解消し、便利に利用できる公共交通システムの運行を実施しています。

これにより、町内どこに住んでいても、買い物や病院に行けるよう電話予約で、自宅、訪問先を戸口から戸口までの送迎が可能となり、高齢者や障がい者も利用されています。

○ 通常バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な車イス利用者等の高齢者及び障害者の外出支援として福祉輸送サービスを提供していますが、利用者の増加や提供事業者の提供量の減少で希望通りに利用できない状況です。既存利用者のサービス量の見直し等を行い、できるだけ多くの方が利用できるよう検討をします。

○ アンケートでは、通院や買い物などの移動についてニーズが多くありました。なかでも高齢の障がい者や、精神障がい者の通院支援の希望が多く、健康な日常生活に欠かせない通院の支援は必要ですが、現状ではそれを支える支援はないので、今後、マイカーによるライドシェアなど、新たな仕組みづくりの検討をしていきます。

※ライドシェア・・・一般ドライバーが有償で顧客を送迎する

○ 雪下ろし等支援活動

自力で除雪が困難な障がい者のみの世帯等に冬季の生活の安全確保のための支援活動を行います。

#### 【主な事業】

| 取り組み                         | 概要                                                                                                     | 実施者             |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 長野県福祉のまちづくり条例の促進             | 公共施設だけでなく多くの町民が利用する施設を、障がい者が円滑に利用できるよう整備の促進を図ります。                                                      | 県、町、施設管理者、企業・法人 |
| 住宅整備への支援                     | 高齢者福祉施策とも連携し、ニーズに合わせて手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修にかかる費用の助成をしていきます。                                             | 国、県、町           |
| 障がい者等専用駐車場の設置とパーキングパミット制度の周知 | 障がい者専用駐車スペースの設置の促進と、その専用駐車場を利用するにあたっての「パーキングパミット（障がい者等用駐車場利用証）制度」の周知をすることにより、障がい者等が利用しやすくしていきます。       | 町、施設管理者、企業・法人   |
| i バスの運行                      | 利に利用できる公共交通システムの運行により、町内どこに住んでいても、買い物や病院には、電話予約で、自宅、訪問先を戸口から戸口までの送迎が可能                                 | 町<br>公共交通機関     |
| 移動支援                         | 在宅の障がい者が社会参加や余暇活動などで外出するときの移動の支援（付き添い）を行います。                                                           | 福祉事業所等          |
| 福祉有償運送の充実                    | 飯綱町福祉有償運送運営協議会との連携により、通常バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な車イス利用者等の高齢者及び障害者の外出の利便を図り、社会参加を促進するため輸送サービス事業を実施します。 | 町<br>福祉事業所等     |

|           |                                                             |                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 自動車改造費    | 身体障がい者の自家用自動車を、自分で運転し外出できるように、自動車の改造に要する経費の助成等を行います。        | 町                     |
| 雪下ろし等支援活動 | 雪下ろし等の支援を、高齢者福祉施策とも連携し、ニーズに合わせて費用の助成をしています。                 | 町、社会福祉協議会             |
|           | 日常生活でのちょっとした困りごと、（ごみ捨て、草刈りなど）のニーズを、有償ボランティアとマッチングして支援を行います。 | 社会福祉協議会<br>ボランティアセンター |

## 1-2 防犯・防災対策の充実

### 〔現状と課題〕

- 災害では、誰もが被災者となる可能性がある中、地域で助け合う体制をどのように作っていけばよいか、また、地域で暮らす障がい者自身がどのように行動したらよいのか、そして、障がい者が必要としている手助けをどう行えばよいのかなどが重要な課題です。
- 障がい者は、災害の認識や避難勧告などの災害情報の受信や自力での避難などが困難な場合が多いことから、災害の影響を受けやすい状況にあります。避難行動要支援者支援制度を推進し、引き続き障がい者など災害弱者への支援体制を整備する必要があります。
- 障がい者が一般の避難所で生活するためには、施設内の段差解消や多目的トイレなど施設のバリアフリー化、投薬や医療との連携など配慮すべき点が多くあります。
- 介護・見守りが受けられる福祉避難所の設置や指定避難所の設備や受入体制にかかる情報を共有する必要があります。

### 〔施策の展開〕

- 障がい者の立場に立った相談対応や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動等を推進します。
- 災害時、障がい者等の被害を最小限に食い止めるため、本人、家族、地域住民の方々が、災害に対する知識や心構えを身につけておくとともに、日頃の備えが不可欠です。防災訓練、講座などを通じて、防災・防犯に係る知識の普及や、災害の発生時の心構えの啓発に努め、緊急時には、必要な情報を適切な形で確実に届けられ避難できる体制の充実に努めます。
- 障がい者が地域で安心して生活できるよう避難行動要支援者支援制度を引き続き実施し、自力で避難することが困難な障がい者など災害弱者への支援体制の充実に努めます。さらに、災害時にどのように避難するのか、事前に定めておく個別避難計画を作成し備えておきます。
- 町の福祉事業所及び高齢者事業所等と災害時における福祉避難施設運営に関わる提携を結びます。

- アンケートでは、災害時にどのように避難すればいいか、避難所での生活への不安、服薬の心配などがあがっていました。個別避難計画の作成や、地域での避難訓練など日頃から取り組んだり、福祉避難所や薬局、病院との災害時の提携など検討していきます。

#### 【主な事業】

| 取り組み            | 概 要                                                                                                                                               | 取り組み者                                          |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 防災・防犯知識の普及・啓発   | 障がい者への迅速かつ的確な情報伝達と避難誘導を行うため、支援者による訪問や防災訓練、講座、広報を通じて、防災・防犯に係る知識の普及や、災害の発生時の心構えの啓発に努め、緊急時には、必要な情報を適切な形で確実に届けられ避難できる体制の充実に努めます。                      | 町民、消防署、町、消防団、民生児童委員、区長・組長、福祉推進委員、社会福祉協議会、福祉事業所 |
| 災害時要援護者の把握及び管理  | 災害時にひとりも見逃さない取り組みを目指し、個人情報保護に配慮しながら、民生児童委員を通じて、いざというときに援護が必要な障がい者の把握に努め、災害時の所在・安否、避難誘導、救助等の円滑な実施に向けて関係支援団体とより一層の連携を図ります。                          | 町民、消防署、町、消防団、民生児童委員、区長・組長、福祉推進委員、社会福祉協議会、福祉事業所 |
| 避難所における障がい者への配慮 | 災害時に避難所における障がい者への生活・介護体制を確保しながら、一番困っている人から柔軟に、機敏に、臨機応変に対応が求められます。特に災害時要援護者については、町避難所運営マニュアルにより、一人ひとりにあった方法として、設備のある福祉施設、病院への収容や、適切な物資・人的な支援を行います。 | 町民、町、施設管理者、福祉施設・病院等                            |
| 福祉避難所の設置        | 一般の避難所での共同生活が困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、特別の配慮がなされた社会福祉施設等を「福祉避難所」としてあらかじめ指定します。<br>指定福祉避難所 9 施設（令和 5 年現在）                                             | 町、施設管理者、福祉施設                                   |
| 災害時の服薬支援        | 町内の病院や、薬局と災害時の服薬支援について検討し体制作りに努めます。                                                                                                               | 町<br>病院、薬局等                                    |
| 災害時住民支えあいマップ    | 災害時住民支えあいマップの作成を支援し、災害に強い地域づくりを推進します。<br>また、地域の防災訓練で具体的な避難訓練を推進していきます。                                                                            | 町民、消防署、町、消防団、民生児童委員、区長・組長、福祉推進委員、社会福祉協議会       |

## 2 保健・医療・療育・保育・教育の連携

### 〔現状と課題〕

- 障がい児やその家族の支援は、保健・医療・教育・福祉・子育ての各施策の連携と一体的な取り組みが重要です。
- 子どもの健やかな発育・発達の支援及び障がいの早期発見のために乳幼児健診を実施しています。低出生体重児や言葉の遅れなどにより心身発達面で経過観察が必要な乳幼児が増えており、健診後も継続的な支援が必要です。また、育児不安を抱え孤立しやすい保護者に対しては、不安の軽減を図る必要があります。
- 専門的な相談（療育相談や心の健康相談など）により、心身の障がいや発達障がいの早期診断や早期療育につなげています。また、相談につながらない人に対し訪問指導等での働きかけも必要です。
- 障がい児の成長には、まずは、家庭において可能な限りの教育が必要であり、乳幼児期から学校卒業まで成長段階に応じて一貫した相談・支援体制が必要です。
- 学齢期で支援が必要な子どもは、放課後や学校休業期間に子どもの居場所と家族の負担軽減を求め、日中一時支援事業のニーズが高まっているため、障がい福祉サービスの不足や低下が懸念されています。
- アルコール等の依存やひきこもりは、心の病気を発症する場合があることや潜在化することで相談につながるまでに長くかかり、重症化しやすい傾向があります。
- うつ病等の心の病気は、自殺の一因になる恐れがあることから、病気を自覚し、早期に専門機関や医療機関を受診することが重要です。
- 生活習慣病をはじめとする慢性疾患により、介護を必要とする人々が年々増えてきている現状を踏まえ、生活習慣の改善を図るため、町が行なう各種検診の受診率の向上と健康相談、栄養指導等の徹底が必要です。
- 少子高齢化が進む中で障がい者も高齢化が進んでいるのが現状であり、障がい者に適切な保健サービス、医療、リハビリテーション等を行なっていく必要があります。

### 2-1 障がいの早期発見・早期対応

#### 〔施策の展開〕

- 乳幼児健診等を継続し、問診や個別相談の充実を図るとともに、療育相談の利用や専門の医療機関等への受診について助言します。
- 心身の発達が心配な乳幼児や保護者が、早期に療育相談や療育が受けられるよう関係機関と連携し、相談や家庭訪問等により個々のケースに対して切れ目のない支援が受けられるように努めます。
- 飲酒量の多い人や心の不調を訴える人に対し、訪問指導により、心と体の健康管理のための指導を行います。

- 地域でライフステージにあわせた体と心のバランスのとれた健康づくりをすすめ、若年からの健康診査の受診による生活習慣の改善、中高年からのがんや生活習慣病等の、早期発見と治療のため医療・関係機関との連携により検診体制を整備し保健指導の強化を進めます。
- ひきこもりやアルコール等の依存に対し、早期相談につなぎ、長期化を防ぐために相談会や家族の集いを開催します。
- 学齢期のひきこもりについては、学校、教育関係者と連携を図り、早期に相談につながるよう情報提供を行います。
- 心の病気を自覚し、早期に専門機関や医療機関につながるよう、心の悩みを抱える人に対する訪問指導事業に取り組みます。

### 【主な事業】

| 取り組み          | 概 要                                                                                                                    | 取り組み者                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 乳幼児健康診査       | 保健師による新生児訪問、乳幼児健診（４ヶ月、７ヶ月、１０ヶ月、１歳６ヶ月、３歳児検診）５歳児相談等、各種健診を通じて障害の早期発見に努め、医療・関係機関との連携により、適切な療育ができる体制の強化を図っていきます。            | 町民、町、町教育委員会、医療機関福祉事業所等 |
| 普及、啓発、相談会     | 健康相談、心の健康相談、健康教室、講演会などを実施し、ライフステージにあった健康づくりと、疾患について正しい知識の普及、啓発により障がいの予防につとめます。                                         | 町民・町、医療機関等             |
| 疾病の予防、早期発見、治療 | 住民人間ドック、健康診断、各種がん検診等の受診を勧め疾病の早期発見、治療により障がいの予防と軽減を図ります。<br>中高年の生活習慣病の増加を抑制するために健康診断に伴う保健指導体制を強化し中高年の生活習慣病による障がい予防を進めます。 | 町民・町、医療機関等             |

## ２－２ 医療機関との連携

### 【施策の展開】

- 長期入院（入所）している障がい者が在宅生活にスムーズに移行できるよう、入院（入所）中から退院へ向けての話し合いを進めていきます。
- 在宅の障がい者に対し、心身ともに安定して在宅生活が継続できるよう、障がい福祉サービス事業所や医療機関と連携しながら支援します。
- 身体機能の向上や対人関係の訓練等を行うリハビリテーションの場を確保できるよう、地域の医療機関や障がい福祉サービス事業所と連携し在宅生活を支援します。

### 〔主な事業〕

| 取り組み            | 概 要                                                                                | 取り組み者      |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 精神保健事業          | 心の健康づくりに関する普及啓発を進めます。<br>・心の健康相談<br>・メンタルヘルス啓発<br>・気づき見守り体制づくり                     | 町民・町、医療機関等 |
| アルコール自助グループへの支援 | 断酒のための自助グループの活動を継続できるよう、活動場所の提供や会員への情報提供を行います。                                     |            |
| 地域移行支援・地域定着支援事業 | 精神科入院者及び障がい者施設・救護所入所者が退院・退所する際に必要な支援を行います。                                         | 町民・町、医療機関等 |
| 訪問指導事業          | 保健師又は看護師等が訪問指導を行う。関係機関などと連携してサービス等の調整を行い、在宅生活を支援します。<br>①障がい者等<br>②未熟児等<br>③多量飲酒者等 | 町民・町、医療機関等 |

## 2-3 早期療育体制の充実

### 〔施策の展開〕

- 障がい児やその家族の支援は、保健・医療・教育・福祉・子育ての各施策と連携し一体的な取り組みをします。
- 将来の社会参加へとつなげていく過程で切れ目のない支援が必要です。子どもの発達過程に関する情報を共有するよう努めます。
- 子供の虐待などの相談、親子関係や子どもの養育に関する悩み、心と身体の発達、障がい児の養育などの相談については、虐待等対策地域協議会の個別ケース検討会議や実務者会議等で対応します。さらに、障がいのために子育てが困難となる家庭に対して関係機関と連携した支援を行うために、引き続き体制の強化を図ります。
- 子育て支援センターと連携し子どもの発達や保護者の支援を行います。
- 早期療育の場を提供するとともに、早期療育の必要性について保護者の理解の促進に努めます。
- 障がい児の福祉サービス等で、未就学の障がいのある子どもの日常生活上の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を支援します。しかしながら、障がい児のサービスの重要が増加し、町内の資源では不足している状況で、町外の事業所を利用しなければいけない状況となっています。保護者からは、地域でサービスを受けたいという希望があり、資源の確保が重要な課題であり早急に対応を検討していきます。

## 【主な事業】

| 取り組み                 | 概 要                                                                                                                                                     | 取り組み者                                      |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 早期療育体制の充実            | 保健師による新生児訪問、乳幼児健診（４ヶ月、７ヶ月、１０ヶ月、１歳６ヶ月、３歳児検診）５歳児相談等、各種健診を通じて障がいの早期発見に努め、医療・関係機関との連携により、適切な療育ができる体制の強化を図っていきます。                                            | 町民、町、町教育委員会、医療機関<br>福祉事業所等                 |
| 未熟児等子どもの発達に対するフォロー体制 | 未熟児等発達に対するフォローを必要とする乳幼児とその家族に対し、医療関係機関と連携し地域での支援体制を整えます。                                                                                                | 町民、町、医療機関ほか                                |
| 障がい児保育及び相談体制の充実      | 障がい児一人ひとりの障がいの種類や程度、能力・適正に応じて発達段階からきめ細かい指導を行なうため、保育士に障がい児の研修会等への参加を呼びかけ資質向上を図り、保育士が保護者の悩みや不安に対して相談できる体制を充実していきます。                                       | 障がい児及び家族、町教育委員会、町                          |
| 障がい者本人、家族、地域住民の取り組み  | 障がい者（児）及びその家族が自分の経験により他の障がい者に共感したり、アドバイスの行なえる体制づくりを進めます。<br>また、民生・児童委員が地域の障がい者や家族の抱える問題を把握し、関係機関と連携しながら関係者ととともに障がい者の支援を行ないます。                           | 障がい者（児）及びその家族、町、町教育委員会、福祉事業所、社会福祉法人、民生児童委員 |
| 発達障がい児への支援           | 自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動障害（ADHD）などの障がい児の早期発見と支援に対し、医療、保健、福祉、教育、労働関係機関などが連携して継続的に行ないます。また、小中学校での教育・療育の二ーズに合わせて介助員、支援員の導入により特別支援教育を推進していきます。 | 障がい者（児）及びその家族、町、町教育委員会、福祉事業所、社会福祉法人労働関係機関  |
| 悩み等を気軽に相談できる場の提供     | 相談支援事業者に委託して、障がい者（児）の親同士が悩み等を相談できる場を提供します。                                                                                                              | 障がい者（児）及びその家族、障がい者団体、福祉事業所、社会福祉法人          |
| 精神疾患・障がいに対する医療支援体制   | 精神疾患により障がい者は、継続的な通院や治療が必要とされていることから、専門の医療機関との連携を図り、受診など日常的なケアの受けやすい環境づくりに努めます。                                                                          | 県精神福祉センター、町、医療機関、保健福祉事務所                   |

## 2-4 保育・教育の充実

### 〔施策の展開〕

- 引き続き職員の研修会及び保育園訪問を通して、支援が必要な子どもや障がい児に対する理解、指導力の向上に努めます。また、個々の特性や子どもの年齢に応じた研修の実施や研修内容について検討します。
- 保育園・認定こども園等では、支援が必要な子どもや障がい児のために、引き続き保育士等の適正な配置を行います。
- 日中一時支援事業において、増加する障がい児の受入れについて障がい福祉サービス事業所へ働きかけます。
- 放課後デイサービス事業において、さまざまな障がいや特性のある子どもの生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。また、利用者の増加等により資源の不足が見られるため、早急に対応を検討していきます。
- 障がい児の情報を早期に把握し、個々の子どもの状態に対応した特別支援学級

※5の充実に努めます。

※5 特別支援学級：教育上、特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を行う学級で通常学級とともに小中学校に設置されている。

### 〔主な事業〕

| 取り組み        |            | 概要                                                                                          | 取り組み者                  |
|-------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 障がい児担当者等研修会 |            | 障がい児に関わっている保育園・認定こども園・小中学校職員・保健師等を対象とした研修会に参加し、専門性の向上を図ります。                                 | 町、教育委員会、医療機関、福祉事業所等    |
| 保育園訪問       |            | 支援が必要な子ども等の実際の様子を見て担当職員へ具体的なアドバイスを行います。                                                     | 町民・町、教育委員会、医療機関等       |
| 障がい児保育事業    |            | 障がい児や発達に心配のある子の入園に際し、保育士の増員等、適正な人員配置により、保育の充実を図ります。                                         | 町民・町、教育委員会、医療機関        |
| 障がい児通所支援    | 放課後等デイサービス | 就学している障がい児の放課後や休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等を行います。                                           | 町民・町、教育委員会、医療機関、福祉事業所等 |
|             | 児童発達支援     | 障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。                                  | 福祉事業所等                 |
|             | 保育所等訪問支援   | 保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。                                | 福祉事業所等                 |
| 特別支援教育推進事業  |            | 研修の充実により、特別支援教育に携わる教員の専門性向上を図ります。（教育研修会）<br>障がいの種類、程度の判定及び適切な就学支援や教育支援を行うため調査・審議を行います。（委員会） | 町民・町、教育委員会、医療機関        |

## 第3節 人権尊重と社会参加の推進

### 1 心のバリアフリー

#### 〔現状と課題〕

- 障がい者が地域で日常生活又は社会生活を営むには、全ての人が、さまざまな特性のある障がいに対しての理解が必要です。
- 飯綱町では、「いいづな通信」、町ホームページ、社会福祉協議会の「ふれあいぽけっと」、福祉事業所等の情報誌により広報・啓発活動を推進し、障がいに対する理解促進に努めてきました。
- 障がいと障がい者に対する正しい理解を深めるため、福祉体験、交流会等の機会を捉えて効果的な啓発を行うことが必要です。
- 平成28年4月1日に「障害等を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、国、地方公共団体においては「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務化されました。  
これにより、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することの禁止や、合理的配慮を提供することを規定しており、差別を解消するための支援に取り組みます。
- 障害者虐待防止法は、平成24年10月1日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課するとともに障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を設けています。

#### 1-1 地域における障がい者理解の促進

#### 〔施策の展開〕

- 広報やホームページを活用し、障がい者の人権や障がい福祉に関する啓発活動を積極的に進めていきます。
- 各種イベントで、町内の障がい福祉サービス事業所、障がい福祉関係者が参加し、活動のPRや手作りした物品の販売や障がい者との交流を行うことで、引き続き広く障がいに対する理解が深まるよう啓発普及に努めます。
- 地域の誰もが障がい者と共に生きるサポーターとなってもらう取組みとして、「信州あいサポート運動」を引き続き行います。
- 北部地区障害者自立支援協議会、町内の障がい福祉サービス事業所、家族会、障がい福祉関係者及び企業と連携し、障がいのある人となない人の交流活動を推進します。
- 障がい福祉制度や障がい福祉サービスなどの情報を記載した「障がい福祉のしおり」を引き続き作成し、必要な情報が得られるよう内容を充実します。

- 聴覚障がい者等のコミュニケーションの確保のため、引き続き手話通訳者（奉仕員）、要約筆記者（奉仕員）の派遣を実施します。
- 手話奉仕員の養成講座を行うことにより、町内で手話による意思疎通ができる人を養成し、奉仕員の確保を図ります。

### 【主な事業】

| 取り組み               | 概 要                                                                                                                | 取り組み者                    |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| あいサポート運動           | 多様な障がいの特性や障がい者が困っていることを理解し、困っているときに手助けや応援をしてくれるサポーターを養成します。                                                        | 県、町、町教育委員会、社会福祉法人、福祉事業所等 |
| 保育園、小中学校の福祉に係る理解。  | 保育園、小・中学校で、福祉について正しい理解を求めることは重要なことであり、発達段階に応じて障がいに対する理解を深める教育を推進します。                                               |                          |
| 社会福祉施設での体験学習等の受け入れ | 児童・生徒・住民の社会福祉施設での体験学習や見学を受け入れていきます。                                                                                | 町、町教育委員会、社会福祉法人、福祉事業所等   |
| 広報誌等による啓発          | 広報「いいづな通信」や社会福祉協議会が発行している「ふれあいぽけっと」をはじめ、NPO 法人等の情報誌により広く理解の普及に努めるとともに、あわせて障がい者が参加できるイベントや集会等の情報を広報しながら積極的に参加促進します。 | 町、町教育委員会、社会福祉協議会、福祉事業所等  |
| 「障がい福祉のしおり」の発行     | 障がい福祉制度や障がい福祉サービスなどを掲載した冊子を作成し、情報提供を行います。                                                                          | 町、社会福祉法人、福祉事業所等          |
| 〔地域生活支援事業〕意思疎通支援事業 | 聴覚障がい者などの意思疎通を円滑にするために、手話奉仕員と要約筆記者奉仕員の派遣を行います。                                                                     | 町、町民                     |

## 1－2 ボランティア活動の参加・促進

### 【現状と課題】

- 障がい者が地域で安心して暮らすためには、障がい福祉サービスの 利用だけでなく、障がい者のさまざまな活動を支援するボランティアや福祉事業所等の活動が大きな力となっています。
- 社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティアに関する総合窓口として、幅広い人材に福祉情報やボランティア活動に参加する機会を提供し、各種講座を開催することで地域で活躍する各種ボランティアを育成しています。
- 今後さらに地域での助け合いのしくみを活性化させ、新たな支えの方策を見出すよう努める必要があります。

## 【施策の展開】

- ボランティア活動を身近に感じてもらえるよう、障がい福祉サービス事業所等で体験する機会を提供するとともに、意識啓発に努めます。
- 社会福祉協議会のボランティアセンターを核に、ボランティアネットワークを構築します。
- 地域での助け合いのしくみを活性化するため、社会福祉協議会が開催する町民向けの福祉講座や生活支援サポーター養成講座と連携し、ボランティア活動への理解を深め、専門的な知識・技術の習得を支援しボランティアの養成をします。
- 飯綱町では、障がい福祉サービス事業所が少なく、担い手も十分ではないですが、住民参加型福祉サービス「有償たすけあいサービス」等、地域の様々な資源を活用していきます。

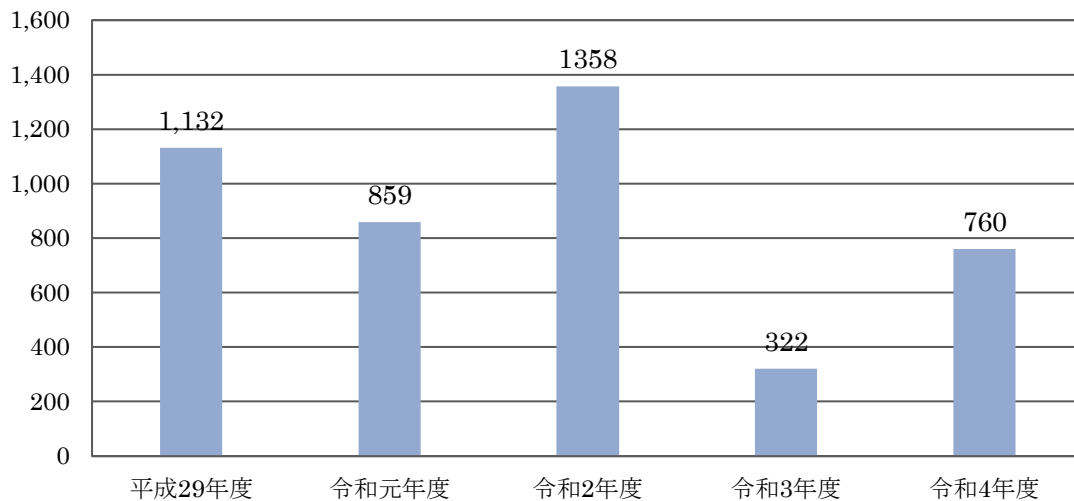
## 【主な事業】

| 取り組み                   |               | 概 要                                                                                                  | 取り組み者                |
|------------------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 障がい者本人、家族のボランティアの取り組み  |               | 障がい者が自らの実経験を生かし、様々なボランティア活動や地域活動へ参加していきます。                                                           | 障がい者本人、家族            |
| ボランティアセンター事業           | ボランティアグループの育成 | ボランティア活動の推進や周知、ボランティアの発掘や資質の向上を図り、ボランティアと町民の橋渡しを行います。                                                | 町民、社会福祉協議会           |
|                        | 福祉啓発講座事業      | ボランティアグループとボランティアセンターが連携し、障がい者支援に係るニーズの把握に努めるとともにボランティア活動のきっかけづくりを行います。                              | ボランティアグループ、社会福祉協議会、町 |
| 障がい福祉サービス事業所でのボランティア体験 |               | 障がい福祉サービス事業所でボランティア体験の機会を提供し、ボランティア活動の啓発を行います。                                                       | 福祉事業所等               |
| 有償たすけあいサービス            |               | 地域住民の協力を得ながら、「お互いさま」の気持ちで支え、たすけあえる地域づくりを進める仕組みです。例えば、掃除、洗濯、庭の手入れ、ごみ出しなどを利用料 1 時間あたり 500 円で行うことが可能です。 | 社会福祉協議会              |

## ボランティア登録団体数、登録者数の推移（各年 3 月 31 日）

| 年 度     | 平成 29 年度 | 平成元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|---------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 登録団体数   | 29       | 33    | 32      | 25      | 29      |
| 登録者数(人) | 1,132    | 859   | 1,358   | 322     | 760     |

ボランティア登録者数 (人)



資料：社会福祉協議会ボランティアセンター

### 1－3 権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

- 近年、知的障がい者等が被害者となる詐欺事件の発生や施設・事業所等における虐待など、障がい者の人権にかかる事件が頻発しています。

今後、さらに障がい者の地域生活移行を進めるにあたって、障がい者の権利擁護の重要性が一層増しています。成年後見制度は、成年後見人などが契約や手続きを代行したり、本人が誤って結んだ契約を取り消したりします。高齢者や障がい者など、判断能力が十分ではない方の権利を守る成年後見制度の周知と利用促進を進めます。

#### 【施策の展開】

- 成年後見利用支援事業を推進し、制度に関する相談や手続きなどの支援に取り組めます。
- 身の回りのことや金銭管理ができないなどの判断能力に心配がある人に対しては社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を周知し、利用を促進します。
- 障がい者虐待防止マニュアルに基づき、早期発見、早期対応に努め、速やかな支援に結びつけるよう取り組みます。
- 「障がいを理由とする差別を解消するための飯綱町職員対応要領」に基づき、窓口等において差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に、適切に対応します。

## 〔主な事業〕

| 取り組み          | 概 要                                                                                                                                | 取り組み者                     |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 成年後見制度の利用推進   | 自己判断能力が不十分な障がい者の人権や財産を守るための成年後見制度の認知度が低く、手続きや費用負担が複雑なため敬遠されがちであることから、広報・啓発をしていきます。                                                 | 障がい者及び家族、町、民生児童委員         |
| 日常生活自立支援事業の推進 | 町の社会福祉協議会において、地域の基幹社会福祉協議会である長野市社会福祉協議会の専門員と連携し、知的障がい者、精神障がい者など自己判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談や手続きなどの推進を図ります。 | 障がい者及び家族、町、民生児童委員、社会福祉協議会 |
| 障がい者虐待防止の体制整備 | マニュアルを作成し、虐待の防止と早期対応できる体制を推進します。                                                                                                   | 県、町、町教育委員会、社会福祉法人、福祉事業所   |
| 障がい者差別解消法の推進  | 飯綱町職員対応要領に基づき、窓口等において適切な配慮を行います。                                                                                                   | 町、町教育委員会                  |

## 1－4 地域福祉活動への参加促進

### 〔現状と課題〕

- 地域福祉の充実については、第4期飯綱町地域福祉計画及び第3期飯綱町地域福祉活動計画に基づき、世代や分野を超えた「つながり」を重視し、「助け合い」を基本とする「地域共生社会」の実現に向けた、各種の施策を推進しています。町民が自分の地域に関心を持ち、地域社会に何らかの形で参加することが地域福祉の一步です。高齢者や障がい者、子どもへの声掛け、身近な場で見守り活動をするなど、地域の支え合いやボランティア活動が根付いていくことが大事です。しかしながら、地域での付き合いなど、年々希薄になってきているのが現状です。

### 〔施策の展開〕

- 地域の福祉課題の解決に向け、住民と共に取り組んでいく活動が「地域福祉」の理念です。地域福祉の充実を図っていくための最も重要な鍵は、地域福祉活動を支えていく人材の育成・確保だと考えますので、ボランティア等の養成・研修や相談・支援の体制づくりを強化するとともに、つながりから広がる安心の住民ネットワークづくりを進めます。高齢者や障がい者、子どもへの声掛け、身近な場で見守り活動など、「あいさつ声かけ運動」や「つながり隊」等の活動を推進していきます。

## 2 ふれあい・スポーツ・文化活動の支援の充実

### 〔現状と課題〕

- 障がい者の生活をより豊かにするためには、障がい者が、スポーツや文化活動を楽しみ、多くの人とふれあう機会が必要です。
- 障がい者が、スポーツや文化活動に継続して取り組むには、引き続き施設のバリアフリー化や障がい特性に応じた指導者の育成が必要です。
- 障がい者の社会参加の促進や生きがいづくりの観点から、障がい者が、いつでも、どこでも学べる環境の整備が必要です。

### 2-1 ふれあい施策の充実

#### 〔施策の展開〕

- 地域活動支援センター等を中心として交流イベントの開催や、ボランティアの養成を行い、障がい者との交流の機会を増やし、相互の理解を促進します。

### 2-2 スポーツ・レクリエーション

#### 〔施策の展開〕

- 障がい者が自己能力を開発し、生きがいと潤いのある生活を送るため、スポーツ活動への参加の機会を充実するとともに、地域の構成員として、地域行事等に積極的に参加できるよう条件整備を進めます。
- 毎年開催される長野地区障がい者スポーツ大会、県障がい者スポーツ大会に飯綱町から積極的に選手派遣します。スポーツ競技等を通じて体力の維持増強を図り、社会活動への参加の促進につながります。この大会から選抜され、全国障がい者スポーツ大会へ出場されている方もおられます。今後は、この大会を励みに、分館活動や町内イベントやレクリエーションにおいても障がい者が積極的に参加できるよう輪を広げていきます。

### 2-3 文化活動の振興

#### 〔施策の展開〕

- 障がいの有無にかかわらず、いつでも、どこでも気軽に参加できるプログラムを積極的に取り入れるとともに、関係機関と連携しながら発表の場を提供するなど学習機会の充実に努めます。

#### 〔主な事業〕

| 取り組み                            | 概 要                                                  | 取り組み者                              |
|---------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 各種団体等のイベントや集会への障がい者の受け入れの推進及び支援 | 各種イベント等の主催者に対し、障がい者の受け入れが自然にできるよう協力を呼びかけ、支援体制を構築します。 | 県、町、福祉事業所、町ボランティアセンター、ボランティアグループほか |

|                                |                                                                                                                                          |                              |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 各種イベント・集会への参加支援体制の充実           | 町や関係団体等が主催する各種イベント等の企画・運営方法を工夫するとともに、町民等の協力者（ボランティア）を呼びかけ、障がい者が気軽に参加できるよう支援に努め、障がいのある人とない人とが交流の機会を創っていきます。                               | 県、町、町教育委員会、福祉事業所、町ボランティアセンター |
| スポーツ・レクリエーション等への積極的な参加、文化活動の支援 | 障がい者スポーツ大会への積極的な参加を呼びかけます。<br>ふれあい広場、矢筒荘まつり、福祉フォーラム等障がいのある方やない方が共に参加できるよう呼びかけます。<br>また、障がい者の作品等も併せて、町民の集まる施設等へ展示していくことにより文化活動・交流の場を創ります。 | 県、町、町教育委員会、福祉事業所、町ボランティアセンター |
| 広報等による啓発・周知                    | 各種イベント等への積極的な参加の呼び掛けを行うと共に、障がい福祉や障がい者理解に関する情報について掲載していきます。                                                                               | 県、町、町教育委員会、福祉事業所等            |
| 文化活動への支援                       | 障がい者が、文化活動に参加できるよう、また活動の成果を発表できる場を様々な機会を通じて図ります。<br>また各種講座や文化教室に係る情報提供を行なうことにより障がい者にも参加しやすくなるよう配慮します。                                    | 県、町、町教育委員会、福祉事業所、町ボランティアセンター |

## 第4節 飯綱町の役割と連携の強化

### 1 総合的な支援の充実

#### 〔現状と課題〕

障がい者が地域において主体的に生活していくために、それぞれの福祉サービスについて一人ひとりのライフステージや障がいの状態に応じて支援が受けられるよう福祉情報の提供や総合的な相談を受ける体制が必要です。

#### 1-1 推進体制の整備

#### 〔施策の展開〕

- 障がい者への支援は、他分野にわたる専門性が必要であるので、保健・医療・福祉・教育などの関係機関の連携を深め、障がいの内容、性別やライフステージに応じてきめ細やかなサービスを提供できるよう総合的施策を進めていきます。
- 長野圏域における障がい者施策の連絡調整を図るため、北部地区障害者自立支援協議会とともに町内の事業所との連携を深めていきます。

## 1-2 北部地区自立支援協議会の推進

### 〔施策の展開〕

- 飯綱町・信濃町両町にわたる多様なニーズを有する援助困難事例等に対して、協議及びサービスの調整や、地域の社会資源の開発及び改善、障がい者福祉の推進のため必要な事業に関することなどに対して、解決に向けた施策や事業の実施を検討していきます。
- 両町に住む障がい者の声から把握した現状と課題を整理し、ありたい姿になるよう、これからの取組やアイデアを出し合い、実施に向けた検討を進めていきます。
- 当事者同士の意見交流会や学習会の実施と、町民向けの研修や啓発事業を実施します。

### 北部地区障害者自立支援協議会の設置要綱

#### (設置)

第1条 飯綱町・信濃町（以下「北部地区」という。）に居住する障害者・児（以下「障害者」という。）の相談支援事業の適切な運営及び地域関係機関の連携強化等のため、北部地区障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 多様なニーズを有する援助困難事例等に関する協議及びサービス調整に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) その他、障害者福祉の推進のため必要な事業に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会に全体会とサービス調整会を置く。

2 全体会の委員は、両町から12名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれの町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者（障害当事者・団体を含む）
- (2) 町内の相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校等関係機関
- (3) 識見を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 サービス調整会は、前項に定める機関、団体の実務担当者及びその他必要な関係者で構成する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

#### (全体会議)

第6条 協議会の全体会議は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

#### (サービス調整会議)

第7条 第2条に掲げる事業の細部事項について、地域の特性を生かした調査研究や対象者の支援調整を行う。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、会議で知りえた個人情報の取扱いについては十分留意し、また、任期終了後も守秘義務を負うものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員等の報酬及び費用弁償は、飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第31号)に準じて支給する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

### 1-3 福祉人材の確保

#### 〔現状と課題〕

- 障がい者支援に係る人材は、障がい者のニーズに合うだけの人員が確保されているとは言えず、むしろ不足傾向であります。また、ヘルパーの高齢化とともに今後ますます不足傾向に推移していく可能性があります。関係機関等と連携し、支援者の養成・確保に努めます。

#### 〔施策の展開〕

- 移住の施策と連携し、町内の保健・福祉施設に従事する人材確保及び町への定住促進を図るため移住支援金を交付します。
- 介護資格等の取得又は介護支援専門員の登録をするために必要となる研修受講費その他の費用を補助します。

#### 〔主な事業〕

| 取り組み            | 概 要                                                                                                                             | 取り組み者        |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 障がい支援に係る人材の確保   | 障がい者支援の現場で実際に仕事をするときに必要となる技術や知識を取得する講座、研修を行います。                                                                                 | 福祉事業所、社会福祉法人 |
| 飯綱町福祉施設従事者移住支援金 | 町内の保健・福祉施設に従事する人材確保及び町への定住促進を図るため、予算の範囲内で移住支援金を交付する。                                                                            | 町            |
| 飯綱町介護資格取得費補助金   | 介護資格等の取得又は介護支援専門員の登録をするために必要となる研修受講費その他の費用を補助します。                                                                               | 町            |
| 飯綱町介護職員定着促進事業   | 町内の介護事業所及び障がい福祉事業所で働く介護業務従事者で、新規、復職で採用されてから引き続き6月以上勤務し、その後3年以上就業し続ける意思のある者に補助をします。<br>介護事業所等が新たな人材確保及び定着促進に関する取り組みにかかる経費を助成します。 | 町            |

## 1-4 難病に対する支援

### 〔施策の推進〕

- 難病患者及びその家族の生活の質（QOL）の向上を図るためホームヘルプ、ショートステイ、日常生活用具の支給など在宅支援サービスの充実を保健福祉事務所と連携して推進していきます。

## 1-5 保健、医療、福祉、教育、労働の連携による総合的支援

### 〔施策の推進〕

- 障がい者一人ひとりのニーズに応じ、保健、医療、福祉サービスを総合的に提供するため、補装具や自立支援医療など必要な保健・福祉サービスについて、町、医療機関、事業者等と連携し、円滑な供給を図ります。
- 障がい者の歯科保健の向上を図るため、関係者や保健福祉事務所との連携により、相談・治療・管理指導が行える歯科保健体制を促進します。
- 精神疾患の早期治療や精神障がい者の社会参加を促進するため、精神疾患に対する住民の理解を図り、福祉関係機関、医療機関、家庭、職場、地域等の連携や協力により、福祉や医療サービスを提供します。
- 障がい者が地域で自立した生活ができるように、北部地区障害者自立支援協議会を中心として、民間事業者と連携して、総合的な支援を推進します。

### 〔主な事業〕

| 取り組み       | 概 要                                                                                   | 取り組み者                  |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 身近な相談体制の充実 | 障がい者が地域生活において主体的なサービスの選択ができるように、身近な相談相手である民生児童委員や相談支援事業者が各種相談、情報提供、サービス利用援助等の支援を行います。 | 町、社会福祉法人、福祉事業所、民生児童委員等 |

## 1-6 重層的支援体制と相談支援体制の充実

### 〔現状と課題〕

- 重層的支援体制整備事業とは、市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。町では、多様な価値観や身体的特徴を持つ人、年齢や性別も違う人が集まっています。町民は、そうした縁で結ばれた者同士の中で、互いに関心を持ち、意識しあって、必要な時に手を差し伸べられるような地域の絆を構築していきます。

## 〔施策の展開〕

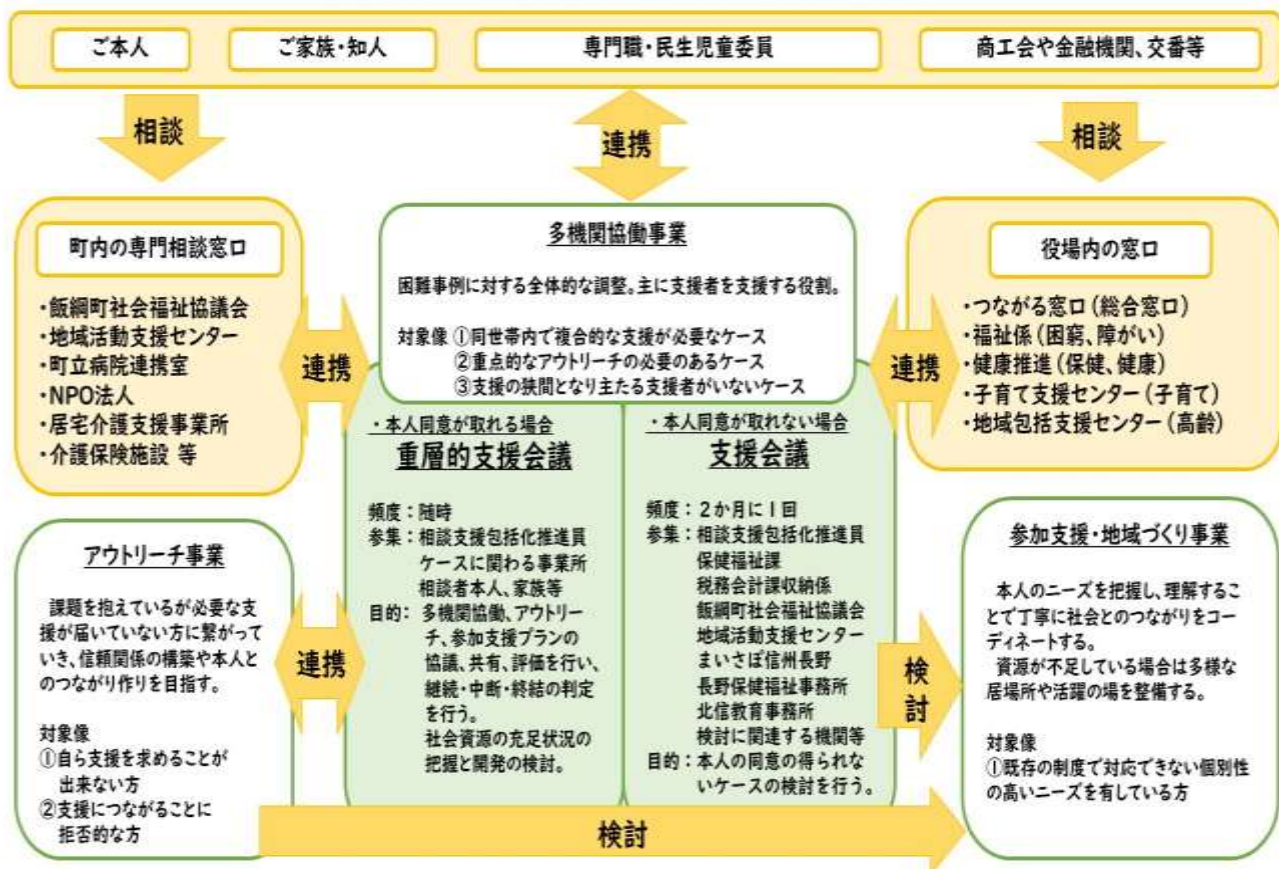
- 高齢者、障がい、子ども、生活困窮者等の相談支援を一体的に実施し、「断らない」相談体制を実施します。  
多岐にわたる相談者（来庁者及び電話・メール等）の課題に対応するため「つながる窓口」を設置。行政内の相談担当部署にそれぞれ相談支援包括化推進員を配置し、2か月に1回相談支援包括化推進員会議を開催し、包括的な支援体制整備に向けた連携方法等の協議しています。また、令和5年4月より飯綱町支援会議を開始。保健福祉課（主体）、税務収納係、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域活動支援センター、子育て支援センター、まいさぼ信州長野、福祉事務所、北信教育事務所等の関連機関の職員を構成員として招集し、複合的な課題を抱え、単独の支援者では対応が難しく、かつ各支援機関の役割や支援の方向性の整理が求められる課題を共有、検討します。
- 飯綱町支援会議が町内の相談支援事業所の情報共有と支援検討の場として欠かさない存在となり、新たな資源開発を検討する場としての役割を持つようにしていきます。
- 課題に対してアウトリーチ・参加支援・地域づくり事業の検討を進めていきます。
- 障がい者自らがその経験を生かし、同じ境遇にある障がい者を援助するなどの障がい者が障がい者を支援する仕組みづくりを進めていきます。
- アンケートでは、どこに相談してよいかわからないという意見が多かったため、役場のどこに相談してもよいなど、「つながる窓口」の周知などを更に実施していきます。

## 〔主な事業〕

| 取り組み | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                            | 取り組み者                                                          |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 相談支援 | 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において相談を受け止める。複雑化・複合化した事例については、各分野の相談支援関係者へつなぐ多機関協働事業により、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を円滑に連携することを目指す。長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人の場合には、アウトリーチ等（※1）を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。<br>（※1）支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること | 町、町教育委員会、社会福祉法人、福祉事業所等、病院、北信教育事務所等県関係機関、まいさぼ信州長野、町ボランティアセンターなど |
| 参加支援 | 高齢・障がい・子ども・困窮等の既存制度では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行い、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する参加支援（※2）事業を実施する。長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う。<br>（※2）就労支援、見守り等居住支援など                                                                           |                                                                |

|             |                                                                                                                                     |  |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 地域づくりに向けた支援 | 地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。住民同士が出会い参加することのできる場や居場所づくりや、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネートを行う。 |  |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

飯綱町 重層的支援体制整備事業フロー図



## 第5章 第7期 飯網町障がい者福祉計画 第3期 飯網町障がい児福祉計画

### 第1節 計画の位置づけ、期間、基本理念

#### ■ 計画の位置づけ、期間

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20第6項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のもととして作成することができる。

#### ■ 基本理念

##### 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の支援の際には、自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮します。  
自立と社会参加実現のための相談支援を実施します。

##### 2 市町村を基本として身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスに関し、町を実施主体の基本とします。  
障がい種別によらず一元的なサービスの実施ができるよう、他機関と連携をし正確な情報提供に努めます。

##### 3 入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域移行等のサービス提供、地域生活継続、就労支援に対して他機関と連携を図りながら支援します。

## 4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域づくりに取り組むための仕組み作り、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保を他機関と連携し体制整備に努めます。

## 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

北部地区障害者自立支援協議会と連携を図り、教育委員会等とも連携しながら、早期療育について取り組みます。

幼児期から切れ目のない支援を受けられるよう、教育分野と福祉分野の連携強化に努めます。

## 6 障がい福祉人材の確保

専門性を高めるための研修開催、外部研修への参加、他機関と連携が図れる体制構築、障がい福祉現場の魅力についての周知、広報に努めます。

## 7 障がい者の社会参加を支える取組

地域における社会参加を促進するため、多様なニーズの把握に努め、参加できる仕組み作りに努めます。文化芸術の鑑賞、創造、発表等の多様な活動に参加できるように地域活動支援センター等と連携し取り組みます。

# 第2節 提供体制の確保に関わる目標

## 令和6年度における成果目標

（ここでは、国から示された数値目標ではなく地域の実状に合わせた目標設定をしています。）

### 1 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の重度化、高齢化に伴い、退所理由は主として入院、死亡となっています。そのため、今後も施設入所者から地域生活移行を見込むことが難しくなっています。

### 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域移行支援コーディネーターと情報共有をするとともに、保健・医療・福祉関係者による協議を北部地区障害者自立支援協議会で行います。

### 3 障がい者の地域生活拠点の整備

障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供について既存のネットワークの活用、新たなネットワークを構築し、相談、緊急時の対応、体験の機会等障がい者等からの要望に対応できるよう努めます。

### 4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行者4名を目指します。また、一般就労者が継続できるように就労定着支援の利用も推進していきます。

## 5 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

家庭や学校等との連携のため保育所等訪問支援事業の利用を進めていきます。  
また、医療的ケア児支援についての協議を、北部地区障害者自立支援協議会で行い、支援に関わる他機関との連携を図るよう努めます。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援の拠点として様々な障がいに応じた総合的、専門的な相談ができる相談支援体制の充実、強化を図ります。  
相談支援事業者への専門的指導、助言、相談機関との連携強化等については北部地区障害者自立支援協議会で協議し進めていきます。

## 7 障害福祉サービス等の質の向上

サービスの質の向上を図るため、支援に関わる者が積極的に研修を受講するための取り組みを北部地区障害者自立支援協議会と進めていきます。

# 第3節 障がい福祉サービスの見込み量とその施策

## 令和6年度における活動指標

(ここでは、国から示された数値目標ではなく地域の実状に合わせた目標設定をしています。)

## 訪問系サービス

### 1 サービスの種類

| サービス名      | サービス内容                                             |
|------------|----------------------------------------------------|
| 居宅介護       | 自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の支援<br>身体介護、家事援助、通院介助等             |
| 重度訪問介護     | 重度の肢体不自由であり常に介護が必要な人に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、移動支援などの総合的な支援 |
| 同行援護       | 重度視覚障がい者(児)の移動支援として、外出時に同行し、移動に必要な情報や移動の援護等を支援     |
| 行動援護       | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに危険を回避するための必要な外出支援           |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとても高い人に対して居宅介護等複数のサービスを包括的に支援               |

## 2 サービス見込量(月間の見込量)

| 計 画 期<br>区分・単位     |      | 第 6 期 実 績 |      | 第 7 期 計 画 |      |      |      |       |       |
|--------------------|------|-----------|------|-----------|------|------|------|-------|-------|
|                    |      | R3年度      | R4年度 | R6年度      | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 居宅介護               | 利用時間 | 91        | 117  | 130       | 130  | 130  | 130  | 130   | 130   |
|                    | 利用者数 | 9         | 9    | 13        | 13   | 13   | 13   | 13    | 13    |
| 重度訪問<br>介 護        | 利用時間 | 0         | 0    | 60        | 60   | 60   | 60   | 60    | 60    |
|                    | 利用者数 | 0         | 0    | 2         | 2    | 2    | 2    | 2     | 2     |
| 同行援護               | 利用時間 | 0         | 0    | 48        | 48   | 48   | 48   | 48    | 48    |
|                    | 利用者数 | 0         | 0    | 1         | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |
| 行動援護               | 利用時間 | 113       | 89   | 150       | 150  | 150  | 150  | 150   | 150   |
|                    | 利用者数 | 5         | 4    | 7         | 7    | 7    | 7    | 7     | 7     |
| 重度障害者<br>等<br>包括支援 | 利用時間 | 0         | 0    | 0         | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |
|                    | 利用者数 | 0         | 0    | 0         | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

## 3 サービス見込量確保のための施策

- 移住の施策と連携し、町内の保健・福祉施設に従事する人材確保及び町への定住促進を図るため移住支援金を交付します。
- 介護資格等の取得又は介護支援専門員の登録をするために必要となる研修受講費その他の費用を補助します。

## 日中活動系サービス

### 1 サービスの種類

| サービス名                  | サ ー ビ ス 内 容                                                                     |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 生 活 介 護                | 常に介護を必要とする人に、主に日中、入浴、排せつ、食事の介護等や創作活動または生産活動の機会の提供。                              |
| 自 立 訓 練<br>(機能・生活訓練)   | 自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能や生活能力向上のための必要な訓練の実施。                                |
| 就 労 移 行 支 援            | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の実施。                                |
| 就 労 継 続 支 援<br>( A 型 ) | 就労に必要な知識や能力の向上により、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる 65 歳未満の者に対し、必要な支援等を実施。                    |
| 就 労 継 続 支 援<br>( B 型 ) | 一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識や能力の向上が期待される者に対し、必要な支援等を実施。 |
| 短 期 入 所<br>(福祉型・医療型)   | 自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期間の施設入所による入浴、排せつ、食事の介護等を実施。                                 |
| 療 養 介 護                | 医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の援助。                                              |
| 自 立 生 活 援 助            | 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象に、定期的な巡回訪問や随時相談・助言を実施。                                 |
| 就 労 定 着 支 援            | 就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所・家族との連絡調整等を実施。                                            |

### 2 サービス見込量(月間の見込量)

| 計 画 期<br>区分・単位    |      | 第 6 期 実 績 |      | 第 7 期 計 画 |      |      |      |       |       |
|-------------------|------|-----------|------|-----------|------|------|------|-------|-------|
|                   |      | R3年度      | R4年度 | R6年度      | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 生 活 介 護           | 利用日数 | 543       | 549  | 600       | 600  | 600  | 600  | 600   | 600   |
|                   | 利用者数 | 27        | 28   | 28        | 28   | 28   | 28   | 28    | 28    |
| 自 立 訓 練<br>(機能訓練) | 利用日数 | 10        | 10   | 10        | 10   | 10   | 10   | 10    | 10    |
|                   | 利用者数 | 1         | 1    | 1         | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |
| 自 立 訓 練<br>(生活訓練) | 利用日数 | 51        | 57   | 60        | 60   | 60   | 60   | 60    | 60    |
|                   | 利用者数 | 3         | 4    | 4         | 4    | 4    | 4    | 4     | 4     |

|                       |      |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 自立訓練<br>(宿泊型訓練)       | 利用日数 | 21  | 15  | 15  | 15  | 15  | 15  | 15  | 15  |
|                       | 利用者数 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 就労移行<br>支援            | 利用日数 | 40  | 40  | 60  | 60  | 60  | 60  | 60  | 60  |
|                       | 利用者数 | 2   | 2   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   |
| 就労継続<br>支援<br>(A型)    | 利用日数 | 3   | 131 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 | 130 |
|                       | 利用者数 | 2   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   | 7   |
| 就労継続<br>支援<br>(B型)    | 利用日数 | 523 | 631 | 675 | 675 | 675 | 675 | 675 | 675 |
|                       | 利用者数 | 36  | 40  | 53  | 53  | 53  | 53  | 53  | 53  |
| 短期入所<br>(福祉型・<br>医療型) | 利用日数 | 31  | 34  | 50  | 50  | 50  | 50  | 50  | 50  |
|                       | 利用者数 | 3   | 4   | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   | 5   |
| 療養介護                  | 利用者数 | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |
| 自立生活<br>援助            | 利用日数 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|                       | 利用者数 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 就労定着支<br>援            | 利用者数 | 2   | 3   | 3   | 3   | 3   | 5   | 5   | 5   |

### 3 サービス見込量確保のための施策

第5期障がい福祉計画では、一般就労移行者は2名でした。今後も継続して就労へのニーズは高まってくると考えられますので、就労移行事業所の情報提供、就労後の定着支援やその後のフォローを行えるように関係機関等と連携します。また、学校等卒業後新たに就労する者、離職者等へ切れ目のない支援ができる支援体制構築に取り組みます。

精神疾患等により引きこもりとなっている障がい者には、他機関等と連携し自立訓練等による生活支援を含めた支援を行います。

## 居住系サービス

### 1 サービスの種類

| サービス名               | サービス内容                                                  |
|---------------------|---------------------------------------------------------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 地域において自立した日常生活を営む上で、援助が必要な者に対して、家事等の支援、日常生活における相談支援等実施。 |
| 施設入所支援              | 施設入所者に対し、日中活動や夜間等における入浴・排せつ・食事の介護等を実施。                  |

### 2 サービス見込量(月間の見込量)

| 計画期<br>区分・単位 |   | 第6期実績 |      | 第7期計画 |      |      |      |       |       |
|--------------|---|-------|------|-------|------|------|------|-------|-------|
|              |   | R3年度  | R4年度 | R6年度  | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 共同生活援助       | 人 | 19    | 17   | 18    | 18   | 18   | 20   | 20    | 20    |
| 施設入所支援       | 人 | 13    | 14   | 13    | 13   | 13   | 13   | 13    | 13    |

### 3 サービス見込量確保のための施策

精神科入院者等からグループホーム等への地域移行を進めていきます。

また、自立に向けてグループホーム等の情報提供を行い、適切に利用できるように他機関等と連携を図り支援していきます。

## 相談支援

### 1 相談支援概要

| サービス名  | サービス内容                                                                         |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | 障がい者(児)の自立した生活を支え、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を実施。        |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設等に入所している障がい者や精神科病棟に入院している障がい者に対し、入所等している段階から地域移行に向けた訪問相談や住居の確保等の支援を実施。 |
| 地域定着支援 | 地域移行をした居宅に単身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制をとり相談や支援を実施。                                   |

## 2 サービス見込量(月間の見込量)

| 計 画 期<br>区分・単位 |   | 第 6 期 実 績 |      | 第 7 期 計 画 |      |      |      |       |       |
|----------------|---|-----------|------|-----------|------|------|------|-------|-------|
|                |   | R3年度      | R4年度 | R6年度      | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 計画相談支援         | 人 | 23        | 18   | 20        | 20   | 20   | 20   | 20    | 20    |
| 地域移行支援         | 人 | 0         | 0    | 0         | 0    | 0    | 1    | 1     | 1     |
| 地域定着支援         | 人 | 0         | 0    | 0         | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

※ 地域移行支援、地域定着支援は年間を 12 で除して 1 か月間の人数を出しているため実績が 0 人となっていますが、実際は 1～2 名の利用者がいます。

## 3 サービス見込量確保のための施策

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）については、町に事業所がありませんので、利用希望者については町外の事業所を利用できるように調整していきます。

## 障がい児支援

### 1 障がい児支援概要

| サ ー ビ ス 名                | サ ー ビ ス 内 容                                                 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 児 童 発 達 支 援              | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を実施。          |
| 放 課 後 等<br>デ イ サ ー ビ ス   | 放課後または休日に、施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を実施。      |
| 保 育 所 等 訪 問              | 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を実施。 |
| 障がい児相談支援                 | 障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を実施。          |
| 居 宅 訪 問 型<br>児 童 発 達 支 援 | 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を実施。                  |

## 2 サービス見込量(月間の見込量)

| 計 画 期<br>区分・単位      |       | 第 6 期 実 績 |      | 第 7 期 計 画 |      |      |      |       |       |
|---------------------|-------|-----------|------|-----------|------|------|------|-------|-------|
|                     |       | R3年度      | R4年度 | R6年度      | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 児童発達支援              | 利 用 日 | 32        | 31   | 32        | 32   | 32   | 32   | 32    | 32    |
|                     | 利 用 者 | 5         | 4    | 4         | 4    | 4    | 4    | 4     | 4     |
| 放課後等<br>デイサービス      | 利 用 日 | 154       | 206  | 224       | 224  | 224  | 224  | 224   | 224   |
|                     | 利 用 者 | 27        | 28   | 28        | 28   | 28   | 28   | 28    | 28    |
| 保育所等<br>訪問支援        | 利 用 日 | 3         | 1    | 2         | 2    | 2    | 2    | 2     | 2     |
|                     | 利 用 者 | 3         | 1    | 2         | 2    | 2    | 2    | 2     | 2     |
| 障がい児<br>相談支援        | 利用者数  | 9         | 9    | 10        | 10   | 10   | 10   | 10    | 10    |
| 居 宅 訪 問 型<br>児童発達支援 | 利用者数  | 0         | 0    | 0         | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

## 3 サービス見込量確保のための施策

今後も、教育委員会等と連携しながら早期療育について努めていきます。

## 地域生活支援事業

町は、障がい者がその有する能力および適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効果的・効果的に行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに安心して暮らすことができる地域社会のために「飯綱町地域生活支援事業」を実施しています。

### 1 地域生活支援事業サービスの概要

| 事業名          | サービス内容                                                                                                                  |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 理解促進研修・啓発事業  | 地域住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施。                                                                                   |
| 自発的活動支援事業    | 障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を実施。                                                                                     |
| 相談支援事業       | 飯綱町に居住する障がい者、保護者等からの相談に応じ必要な情報提供や権利擁護のための援助を実施。<br>また、北部地区障害者自立支援協議会により、地域の相談支援体制や地域関係機関との連携強化を図るための障がい者福祉ネットワークの構築を実施。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度の利用に要する費用のうち、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律施行規則第65条の10の2に定める費用の全部または一部を補助。                                           |
| 意思疎通支援事業     | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳や要約筆記、点字等を行う者の派遣などを実施。                                                    |
| 日常生活用具給付等事業  | 重度障がい者等に対し、日常生活用具の給付をすることにより日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資するため必要な用具の給付を実施。                                                          |
| 移動支援事業       | 屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に外出支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促すための移動支援サービスを実施。                                                     |
| 地域活動支援センター   | 障がい者等が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。                                                                              |
| 訪問入浴サービス事業   | 日常生活において常時介護を必要とし、自力で入浴することが困難な重度の障がい児者・難病患者等を対象に、移動入浴車を使用して入浴介助を実施。                                                    |
| 通園補助事業       | 心身障害者等の施設に自力で通園する障害者又は保護者に対して通園に要する経費の一部を補助。                                                                            |
| その他の事業       | 市町村の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施。                                                                                |

## 2 地域生活支援事業見込量

| 計 画 期<br>サービス内容     |                        |                   | 第 6 期 実 績 |           | 第 7 期 計 画 |           |           |           |           |           |
|---------------------|------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                     |                        |                   | R3年度      | R4年度      | R6年度      | R7年度      | R8年度      | R9年度      | R10年度     | R11年度     |
| 理解啓発研修・啓発事業         |                        | 実施の有無             | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         |
| 自 発 的 活 動 支 援 事 業   |                        | 実施の有無             | 有         | 有         | 無         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         |
| 相 談 支 援 事 業         | 障がい者相談<br>支援事業         | 実施箇所数             | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      |
|                     |                        | 基幹相談支援<br>センターの設置 | 0 箇所      | 0 箇所      | 0 箇所      | 0 箇所      | 0 箇所      | 0 箇所      | 0 箇所      | 0 箇所      |
|                     | 市 町 村 相 談<br>支 援       | 実施の有無             | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         | 有         |
|                     | 住 宅 入 居 等<br>支 援 事 業   | 実施の有無             | 無         | 無         | 無         | 有         | 無         | 無         | 無         | 無         |
| 成年後見制度利用支援事業        |                        | 実利用者数             | 0 人       | 0 人       | 0 人       | 1 人       | 1 人       | 1 人       | 1 人       | 1 人       |
| 成年後見制度法人後見支援<br>制 度 |                        | 実施の有無             | 無         | 無         | 無         | 無         | 無         | 無         | 無         | 無         |
| 意 思 疎 通<br>支 援 事 業  | 手話通訳<br>者・要約筆<br>記者派遣業 | 実利用件数             | 21 件      | 37 件      | 40 件      | 40 件      | 40 件      | 40 件      | 40 件      | 40 件      |
|                     | 手話通訳者<br>設置事業          | 実設置者数             | 0 人       | 0 人       | 1 人       | 1 人       | 1 人       | 1 人       | 1 人       | 1 人       |
| 日 常 生 活 用 具 給 付 事 業 | 介護・訓練支<br>援用具          | 給付等件数             | 0 件       | 3 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       |
|                     | 自 立 生 活 支<br>援用具       | 給付等件数             | 0 件       | 6 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       |
|                     | 在 宅 療 養 等<br>支援用具      | 給付等件数             | 3 件       | 6 件       | 3 件       | 3 件       | 3 件       | 3 件       | 3 件       | 3 件       |
|                     | 情報・意志疎通<br>支援用具        | 給付等件数             | 1 件       | 0 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       | 1 件       |
|                     | 排 泄 管 理 支<br>援用具       | 給付等件数             | 329 件     | 310 件     | 350 件     | 350 件     | 350 件     | 350 件     | 350 件     | 350 件     |
|                     | 居 住 生 活 動 作            | 給付等件数             | 0 件       | 0 件       | 0 件       | 0 件       | 0 件       | 0 件       | 0 件       | 0 件       |
| 手話奉仕員養成研修<br>事業     |                        | 実養成講習<br>修了者数     | 0 人       | 0 人       | 2 人       | 2 人       | 2 人       | 2 人       | 2 人       | 2 人       |
| 移 動 支 援 事 業         |                        | 実利用者数             | 15 人      | 8 人       | 21 人      | 21 人      | 21 人      | 21 人      | 21 人      | 21 人      |
|                     |                        | 延べ<br>利用時間数       | 545<br>時間 | 479<br>時間 | 700<br>時間 | 700<br>時間 | 700<br>時間 | 700<br>時間 | 700<br>時間 | 700<br>時間 |
| 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー |                        | 実施箇所数             | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      | 1 箇所      |
|                     |                        | 実利用者数             | 25 人      | 25 人      | 25 人      | 25 人      | 25 人      | 30 人      | 30 人      | 30 人      |
| 訪問入浴支援事業            |                        | 実利用者数             | 0 人       | 1 人       | 2 人       | 2 人       | 2 人       | 2 人       | 2 人       | 2 人       |

### 3 サービス見込量確保のための施策

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

あいサポート研修は、各種団体、地域のサロン等や小中学校向けに継続していきます。

また、町の行事に障がい福祉関係者が参加していくという方法での啓発活動を実施していきます。

#### (2) 自発的活動支援事業

当事者団体やボランティアサークルを中心に啓発活動等を実施していきます。

#### (3) 相談支援事業

障がい者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう障がい者、障がい児の保護者または介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的協議の場として「北部地区障害者自立支援協議会」により、円滑な事業運営を図ります。

相談支援事業については、指定相談支援事業所 1 箇所に業務委託し、自立支援協議会は、隣接する信濃町と協働で実施していきます。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

安心して自分らしい生活を送れるよう成年後見制度の周知を進めるとともに、必要に応じて市町村の申し立てによる成年後見制度の利用も実施します。

#### (5) 意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣については、利用者のニーズにあった対応ができるよう充実を図ります。また、聴覚障がい者の社会参加促進のために、講演会等には要約筆記者や手話通訳者が派遣できるよう取り組んでいきます。

#### (6) 日常生活用具給付事業

重度障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。また、住宅改修（トイレを洋式に変更、手すりの設置）等で住宅環境を整備し介護の軽減や障がい者の自立を図ります。

給付人数のほとんどがストーマ用装具利用者で、人数に関してはほぼ横ばいの傾向と見込んでいます。

## (7) 移動支援事業

事業開始より利用実績は減少傾向にありますが、今後も屋外での移動に困難がある方を対象に、地域での自立生活及び社会参加に繋がるように外出支援を実施します。

## (8) 地域活動支援センター事業

令和2年度から平日は常時開所となりました。居場所作りの場、社会復帰のステップの場となるような活動を促進していきます。余暇活動や精神障がい者等の集まりのいこいの家は今後も継続します。併せて専門相談員による引きこもりを含めた相談支援の充実を図り、切れ目のない相談支援ができるように取り組んでいきます。

## (9) 訪問入浴サービス事業

住民のニーズを反映し、平成28年度より新規事業として実施しています。対象者は数名ですが、本人のニーズや家族の介護負担軽減のために継続して実施していきます。

# その他の障がい福祉サービス事業について

## (1) 補装具費給付事業

必要な身体機能の獲得・補助のため、身体障がい者の不自由な部分を補うための用具費を給付します。補装具の給付については医療機関や身体障がい者更生相談所と連携を進め、適切な給付を行います。

## (2) 軽・中程度難聴児補聴器購入費事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴がある子どもの補聴器購入費の一部の補助について継続して実施します。

## (3) 難聴者補聴器購入助成事業

令和3年より、身体障害者手帳を保持していない非課税世帯に属する方を対象に補聴器購入に要する費用の一部助成を開始しました。令和4年度からは本人が非課税者であれば対象となり、対象者を拡大しました。

## (4) 通園費補助事業

住民のニーズを反映し、平成29年度より新規事業として実施しています。就労支援ができる事業所が町内に限られているため、長野市内の事業所を利用される方が増加しており、事業実績も増加傾向にあります。

## (5) 人工透析患者通院費補助

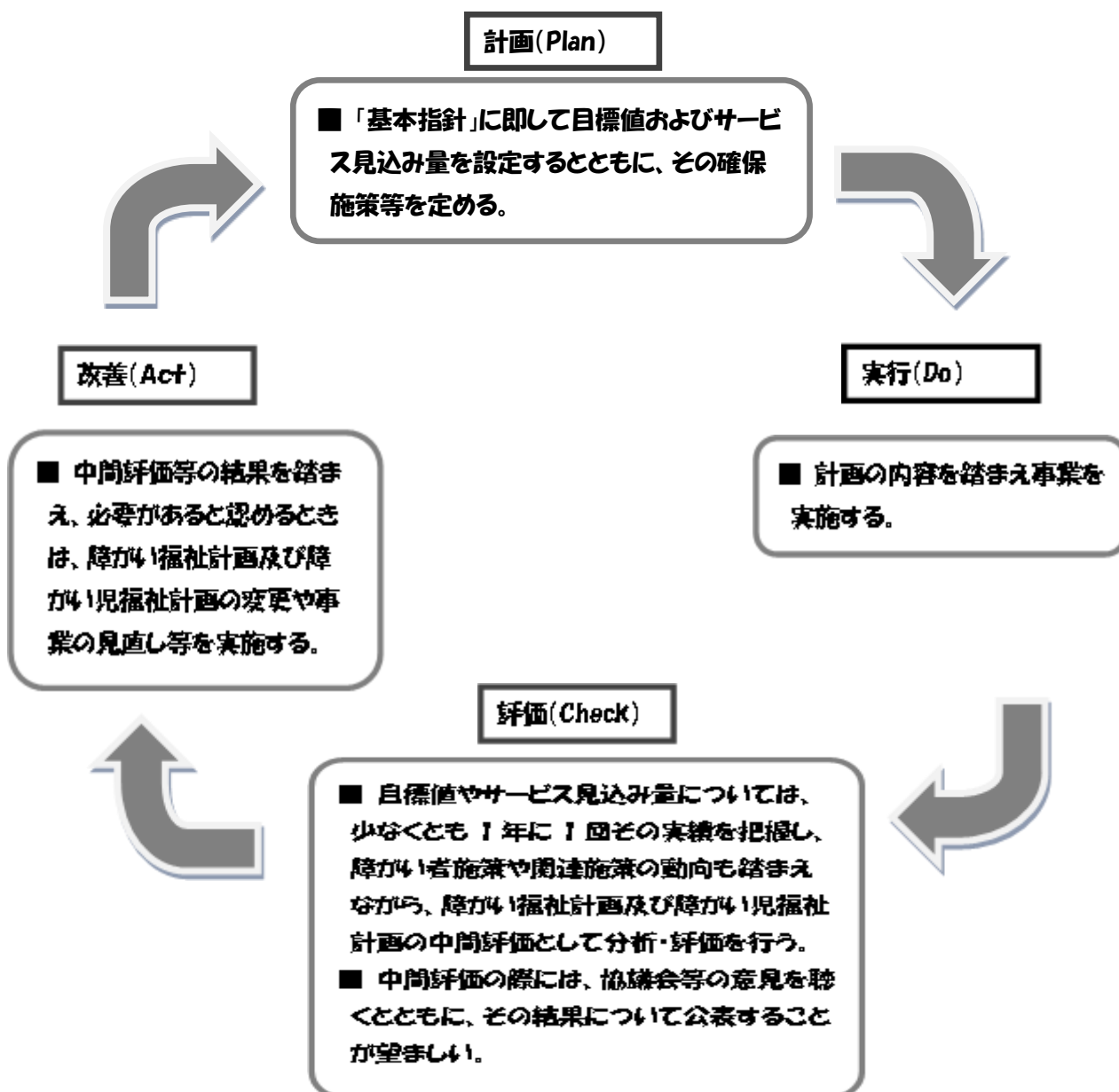
住民税非課税世帯で、腎臓機能障害者が人工透析療法等による医療の給付を受ける目的で医療機関に通院した際に要した交通費に対し補助します。今後も継続していきます。

## 第4節 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の 達成状況の点検及び評価

### PDCA サイクルのプロセス

○ 目標値およびサービスの見込み量については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認められるときは、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとします。

PDCA サイクルのプロセスのイメージ



## 第5章 障がい者の意識調査結果

### 第1節 調査対象者

「第4期飯綱町障がい者計画」「第7期飯綱町障がい福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」の策定にあたり、障害福祉サービス等の利用実態の把握・検証を行うとともに、町の現状と課題を整理・分析し、施策の方向性について議論・検討を行うための基礎的資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。対象者は、障がいのある方 709 人で、うち 350 人（回答率 49.4%）、障がいのない方 900 人で、うち 365 人（回答率 40.6%）から回答をいただきました。

#### ●調査対象・有効回収数（率）

| 調査種別    | 調査対象者                                            | 配布数 | 有効回答数      | 紙回答       | インターネット回答 |
|---------|--------------------------------------------------|-----|------------|-----------|-----------|
| 障がいのある方 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、および福祉サービスの利用者、難病疾病者 | 709 | 350(49.4%) | 307 (88%) | 43 (12%)  |
| 障がいのない方 | 無作為抽出法                                           | 900 | 365(40.6%) | 292 (80%) | 73 (20%)  |

#### ●調査方法

郵送配布・回収（インターネット回答を併用）

#### ●調査期間

令和5年12月1日～令和5年12月31日

#### ●調査結果について

調査結果については、別冊にて作成

たくさんのご意見等をいただきました。ご意見等は計画作成に反映しました。

※詳しい内容は、別冊をご覧ください。

## 第6章 資料編

### 障がい福祉サービス事業所の状況(町内)

| 法人名                  | 事業所名                      | サービスの種類                                                 | 対象            | 住所・電話・Fax                                                 |
|----------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------|
| 社会福祉法人<br>飯綱町社会福祉協議会 | グループホームわが家<br>(訪問系サービス窓口) | 居宅介護、移動支援、<br>行動援護、重度訪問介護、<br>タイムケア、<br>福祉有償運送          | 身体・知的・精神・障がい児 | 飯綱町大字倉井 2907 番地 1<br>電話 026-253-8811<br>Fax 026-253-8818  |
|                      | デイサービスセンター<br>ふれあいの園      | 生活介護                                                    | 身体・知的・精神      | 飯綱町大字芋川 181 番地<br>電話 026-253-8510<br>Fax 026-253-2907     |
|                      |                           | 放課後等デイサービス                                              | 障がい児          |                                                           |
|                      | むれデイサービス<br>センター          | 生活介護                                                    | 身体・知的・精神      | 飯綱町大字牟礼 2243 番地 1<br>電話 026-253-7527<br>Fax 026-253-8911  |
|                      | さみずの郷                     | 生活介護                                                    |               | 飯綱町大字芋川 1209 番地<br>電話 026-253-8882<br>Fax 026-253-8883    |
| 社会福祉法人<br>林檎の里       | あおぞら                      | 入所施設                                                    | 知的、精神         | 飯綱町大字芋川 6013 番地 6<br>電話 026-253-1299<br>Fax 026-253-5122  |
|                      |                           | 生活介護                                                    |               |                                                           |
|                      |                           | 短期入所                                                    |               |                                                           |
|                      | グループホーム<br>ひこうき雲          | 共同生活援助                                                  | 身体、知的、精神      | 飯綱町大字倉井 1986 番地 2<br>電話 026-253-3540<br>Fax 026-253-3714  |
|                      | グループホーム つばさ               |                                                         |               | 飯綱町大字普光寺 296 番地 3<br>電話・Fax 026-253-4130                  |
|                      | グループホーム<br>ひまわり           |                                                         |               | 飯綱町大字芋川 89 番地 5<br>電話・Fax 026-253-4825                    |
|                      | グループホーム<br>ふなくぼ           |                                                         |               | 飯綱町大字普光寺 555 番地<br>電話・Fax 026-253-3160                    |
|                      | 飯綱町日中活動支援センター             | 生活介護                                                    | 知的、精神         | 飯綱町大字普光寺 296 番地 10<br>電話 026-253-2057<br>Fax 026-253-2058 |
|                      | 飯綱町地域活動支援センター             | 地域活動支援センター                                              | 身体・知的・精神      | 飯綱町大字普光寺 920 番地<br>電話 026-253-7519<br>Fax 026-217-1830    |
| 特定非営利活動法人<br>SUN     | SUN                       | 居宅介護、移動支援、<br>行動援護、重度訪問介護、<br>タイムケア、<br>福祉有償運送、<br>相談支援 | 身体・知的・精神・障がい児 | 飯綱町大字倉井 2747 番地 1<br>電話 026-253-0133<br>Fax 026-253-0166  |
|                      | サラダスクウェア                  | 生活介護                                                    | 身体・知的・精神      | 飯綱町大字倉井 1965 番地 2<br>電話 026-253-0036<br>Fax 026-253-0026  |
|                      | おひさま                      | 児童発達支援                                                  | 障がい児          | 飯綱町大字黒川 1660 番地 5<br>電話 026-219-3567                      |
|                      | たんぽぽ                      | 就労継続支援 B 型                                              | 身体・知的・精神・難病   | 飯綱町大字芋川 181 番地<br>電話・Fax 026-253-1455                     |
|                      |                           | 自立訓練                                                    |               |                                                           |
|                      | たいよう                      | 放課後等デイサービ                                               | 障がい児          | 飯綱町大字牟礼 2392 番地 1<br>電話 026-219-3567                      |
|                      |                           | 保育所等訪問                                                  |               |                                                           |

## 用語集

| 用 語       | 解 説                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>あ行</b> |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| アスペルガー症候群 | 自閉症の3つの特徴のうち「対人関係の障がい」と「パターン化した興味や活動」の2つの特徴を有し、言葉の発達の遅れがないということが自閉症と違う。知的発達に遅れのある人はほとんどいない。「表情や身振り、声の抑揚、姿勢などが独特」「親しい友人関係を築けない」「慣習的な暗黙のルールが分からない」「会話で、冗談や比喩・皮肉が分からない」「興味の対象が独特で変わっている(特殊なものの収集癖があるなど)」といった特徴がある。このほかに身体の使い方がぎこちなく「不器用」な場合が多くみられる。 |
| 一般就労      | 一般に企業等への就職（就労継続支援(A 型)及び福祉向上を除く）、在宅就労および自らの起業をいう。                                                                                                                                                                                                |
| NPO       | 営利を目的としない民間の団体のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を促進するため、平成10年3月、「特定非営利活動促進法」（NPO法）により法的に位置づけられた。                                                                                                                                                              |
| <b>か行</b> |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 学習障害（LD）  | 全般的には知的障がいに遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示す様々な状態をさす。                                                                                                                                                                                |
| QOL（生活の質） | 生活者自身が感じる満足度、安定感、幸福感等を規定する諸要因の質。日常生活動作の向上にとどまらず、文化活動、家庭等非物質的側面も含め、障がい者の社会生活の質的向上が必要であるという概念。                                                                                                                                                     |
| グループホーム   | 地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の障がい者に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常的な生活援助を行う施設。                                                                                                                                                                               |
| 心のバリアフリー  | バリアフリーとは、バリア（障壁）となるものを取除くという意味。「障害者対策に関する新長期計画」の中でバリアフリーについて「4つの障壁」という考え方がうちだされ、4つの障壁のひとつに、障がい者に対する差別や偏見など「意識上の障壁」があるが、こうした心のバリアを取除くこと。                                                                                                          |
| 広汎性発達障がい  | 広汎性発達障がいとは、精神機能の広範な領域に関係する発達障がい（発達の偏りや問題）という意味ですが、自閉症とアスペルガー障がいなど自閉症に近い特徴をもつ発達障がいの総称です。生まれつきの障がいで、育て方や環境の問題ではありません。                                                                                                                              |
| <b>さ行</b> |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 災害時要援護者   | 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。                                                                                                                                                                                |

|             |                                                                                                                                                                                                           |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自閉症         | <p>目や耳から入ってきた情報を整理し、それらを意味のあるまとまったこととして認知することが難しくなってしまう脳の特性によって起こる発達障がい。親の育て方や環境が原因ではない。</p> <p>①対人関係の障がい ②言葉とコミュニケーションの問題 ③拘り、興味の偏り、常同運動の3つが主な特徴がある。</p>                                                 |
| 就業支援ワーカー    | <p>各圏域の障害者総合支援センターに配置されて、ハローワークや教育機関等地域の関係機関と連携しながら、障がい者の職業生活における自立に向けて、就職活動、職業準備訓練、職場実習、職場定着などを支援する者。</p>                                                                                                |
| 障害者基本法      | <p>障がい者福祉施策の基本となる事項と国および地方公共団体の責務を規定したもので、障がい者施策の計画的な推進および自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することが盛り込まれている。国が障害者基本計画を策定し、都道府県および市町村もそれぞれ障がい者計画を策定することを義務付けている。</p>                                             |
| 障害者虐待防止法    | <p>障がい者の虐待防止や養護者に対する支援等の関する施策を推進するため、平成24年10月1日に施行。</p> <p>在宅・障害者福祉施設等・職場という3つの場面における虐待について、国民に通報義務を課するとともに、その対応体制を市町村・都道府県・労働関係行政の責務として明記している。</p> <p>飯綱町では、保健福祉課が障害者虐待防止窓口を担っている。</p>                   |
| 障害者差別解消法    | <p>平成28年4月1日に施行。</p> <p>障がいのある人に「合理的配慮」を行うことなどを通じて「共生社会」の実現を目指している。</p> <p>この法律では、公共団体や事業者に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止しており、障がい者より社会的バリアを取り除くための対応を求められた時は負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては対応に努めること）を求めている。</p> |
| 障害者総合支援法    | <p>障がい者および障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者および障がい児の福祉の増進を図り、障がいの有無にかかわらず相互に尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。</p>                                                     |
| ショートステイ     | <p>在宅で介護している家族等が、急な病気や旅行等によって介護ができない場合に、施設で一時的に預かり介護を行う事業。</p>                                                                                                                                            |
| ジョブコーチによる支援 | <p>障がい者に職場に対応できるよう、ジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行う。</p>                                   |

|                              |                                                                                                                                              |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>た行</b>                    |                                                                                                                                              |
| 地域移行支援                       | 障がい者支援施設等および精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行う。                                                       |
| 地域活動支援センター                   | 障害者自立支援法により法定化された地域生活支援事業のひとつで、障がい者に対して創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を進める拠点となるセンター。                                                               |
| 注意欠陥／多動性障がい                  | 不注意あるいはまた、多動性・衝動性に関する症状が少なく(ADHD)とも6ヶ月以上続く状態で、それらの症状は7歳未満に存在し障がいを引き起こしていることが、診断基準として設けられており、児の園、学校及び家庭といった二つ以上の状況において障がいを呈する状態。              |
| トライアル雇用制度                    | 職業経験、技能、知識などから就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。                                             |
| <b>な行</b>                    |                                                                                                                                              |
| 長野圏域障がい者<br>総合支援センター連絡会<br>議 | 長野市・須高地域(須坂市・小布施町・高山村)・千曲・坂城地域(千曲市・坂城町)・北部地区(信濃町・飯綱町)の各自立支援協議会と小川村で構成し、調整会議を行っている。<br>各市町村で検討されている課題等を取りまとめ、長野県自立支援協議会に提言するパイプ役としての役割も担っている。 |
| 難病                           | 対象疾患に罹患していることが分かる証明書をお持ちの方は、障害者手帳が無くても必要と認められた支援が受けられる。<br>平成29年4月施行の第3次対象疾病は、358疾病に拡大されている。                                                 |
| ニーズ(社会保障の)                   | 人間が社会生活を営むうえで欠くことのできない基本条件を持っていない状態の時に(社会保障の)ニーズがあると判断する。ニーズを把握することから援助に関わることとなる。(主観的な希望や要求とは区別される概念)                                        |
| 日常生活用具                       | 在宅の重度障がい者等の日常生活の利便を図るため給付・貸与される用具の総称。特殊寝台、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置などがある。                                                                     |
| <b>は行</b>                    |                                                                                                                                              |
| 8050 問題                      | 80 代の親が 50 代の引きこもりの子どもを経済的に支えている世帯が、介護や生活困窮の悩みを抱えたまま助けを求められず社会から孤立してしまうこと                                                                    |
| 発達障がい                        | 発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥／多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められているもの。                                 |

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| バリアフリー                   | 障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など全ての障壁の除去という意味で用いられる。                                                                                                                                                                  |
| ホームヘルプ                   | 障がい者の家庭を介護員が訪問し、食事・排せつ・入浴等の介護、調理・掃除・買い物などの家事援助等、日常生活を営むのに必要なサービスを提供するもの。                                                                                                                                                                                                                          |
| 補装具                      | 身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる器具の総称で、主なものとして、義肢、装具、盲人安全杖、補聴器、車椅子などがある。                                                                                                                                                                                                         |
| <b>ま行</b>                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| まいさぼ信州長野<br>（生活就労支援センター） | <p>生活就労支援センター“まいさぼ”は、生活困窮者自立支援法に基づき、県が設置しています。</p> <p>支援員が相談者の課題を把握し、相談者の状況に応じた支援プランを立てながらさまざまな支援を行います。</p> <p>・仕事がみつからない・働きたいけど自信がない・なかなか仕事が見つからない・家賃が払えない・電気がとまりそう・学校のお金が払えない・食物が買えない・生活リズムがバラバラ・引きこもっている・人に関われない・将来が不安・病院にいくお金がない・病気で働けない・病気の家族がいて自由がないなど、様々な相談ができる機関      電話：026-267-7088</p> |
| <b>や行</b>                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ユニバーサルデザイン               | 全ての人が使いやすいように考慮して作られた建物や製品、情報通信技術などのデザインのこと。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ヤングケアラー                  | 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>ら行</b>                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ライフステージ                  | 乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など人が生まれてから死に至るまでの様々な過程における各段階。                                                                                                                                                                                                                                             |

# 飯綱町障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成 23 年 6 月 1 日告示第 49 号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年5月21日法律第84号)第11条第3項の規定による飯綱町障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第88条第1項の規定による飯綱町障がい福祉計画を策定するにあたり、障害者をはじめ幅広い関係者の意見を反映させるため、飯綱町障がい者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に対する実績の確認・評価に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生児童委員
- (2) 社会福祉関係団体
- (3) 障害者団体
- (4) 識見を有する者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、飯綱町障がい者計画及び飯綱町障がい福祉計画策定開始の日から計画期間終了の日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者等に資料の提出又は委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課が行う。

(報償)

第9条 委員の報償は、飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年飯綱町条例第31号)第1条を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月2日告示第6号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月4日告示第74号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布から施行し、平成27年1月1日から適用する。

# 飯綱町障がい者計画等策定委員名簿

(敬称略)

| 氏 名    | 選 出 母 体 等  | 備 考                                        |
|--------|------------|--------------------------------------------|
| 寺島 和夫  | 障がい者団体     | 飯綱町身体障害者福祉協会 会長<br>北部地区障害者自立支援協議会委員        |
| 羽入田 三郎 | 障がい者団体     | 飯綱町手をつなぐ育成会 会長<br>北部地区障害者自立支援協議会委員         |
| 大川 修司  | 飯綱町民生児童委員会 | 飯綱町民生児童委員協議会 委員                            |
| 沖 弘宣   | 識見を有する者    | 飯綱町公民館長                                    |
| 森野 由美子 | 識見を有する者    | 飯綱町ボランティア連絡会                               |
| 上野 千野子 | 識見を有する者    | 飯綱女性会議                                     |
| 北尾 優子  | 識見を有する者    | 特定非営利活動法人 SUN                              |
| 永原 英子  | 社会福祉関係団体   | 社会福祉法人 飯綱町社会福祉協議会 事務局長<br>北部地区障害者自立支援協議会委員 |

**第4期 飯綱町障がい者計画**  
**第7期 飯綱町障がい者福祉計画**  
**第3期 飯綱町障がい児福祉計画**

発行日：令和6年3月

編集・発行：飯綱町保健福祉課

〒389-1293

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795 番地 1

TEL：026-253-2511 (代)

026-253-4764 (直通)

FAX：026-253-6887